

第2期南小国町過疎地域持続的発展計画 (案)

令和8年度（2026年度）～令和12年度（2030年度）

令和8年（2026年）月

南小国町

目次

1 基本的な事項

| | |
|----------------------|-------|
| (1) 本町の概況 | 1 - 1 |
| (2) 人口及び産業の推移と動向 | 1 - 3 |
| (3) 市町村行財政の状況 | 1 - 6 |
| (4) 地域の持続的発展の基本方針 | 1 - 8 |
| (5) 地域の持続的発展のための基本目標 | 1 - 9 |
| (6) 計画の達成状況の評価に関する事項 | 1 - 9 |
| (7) 計画期間 | 1 - 9 |
| (8) 公共施設等総合管理計画との整合 | 1 - 9 |

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

| | |
|----------------------|-------|
| (1) 概要 | 2 - 1 |
| (2) 現況と問題点 | 2 - 1 |
| (3) その対策 | 2 - 2 |
| (4) 計画 | 2 - 2 |
| (5) 公共施設等総合管理計画等との整合 | 2 - 3 |

3 産業の振興

| | |
|----------------------|-------|
| (1) 概要 | 3 - 1 |
| (2) 現況と問題点 | 3 - 2 |
| (3) その対策 | 3 - 3 |
| (4) 計画 | 3 - 6 |
| (5) 産業振興促進事業 | 3 - 9 |
| (6) 公共施設等総合管理計画等との整合 | 3 - 9 |

4 地域における情報化

| | |
|----------------------|-------|
| (1) 概要 | 4 - 1 |
| (2) 現況と問題点 | 4 - 1 |
| (3) その対策 | 4 - 2 |
| (4) 計画 | 4 - 3 |
| (5) 公共施設等総合管理計画等との整合 | 4 - 3 |

5 交通施設の整備、交通手段の確保

| | |
|----------------------|-------|
| (1) 概要 | 5 - 1 |
| (2) 現況と問題点 | 5 - 1 |
| (3) その対策 | 5 - 2 |
| (4) 計画 | 5 - 3 |
| (5) 公共施設等総合管理計画等との整合 | 5 - 4 |

6 生活環境の整備

| | |
|----------------------|-------|
| (1) 概要 | 6 - 1 |
| (2) 現況と問題点 | 6 - 2 |
| (3) その対策 | 6 - 4 |
| (4) 計画 | 6 - 6 |
| (5) 公共施設等総合管理計画等との整合 | 6 - 8 |

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

| | |
|----------------------|-----|
| (1) 概要 | 7-1 |
| (2) 現況と問題点 | 7-1 |
| (3) その対策 | 7-2 |
| (4) 計画 | 7-3 |
| (5) 公共施設等総合管理計画等との整合 | 7-4 |

8 医療の確保

| | |
|----------------------|-----|
| (1) 概要 | 8-1 |
| (2) 現況と問題点 | 8-1 |
| (3) その対策 | 8-1 |
| (4) 計画 | 8-2 |
| (5) 公共施設等総合管理計画等との整合 | 8-2 |

9 教育の振興

| | |
|----------------------|-----|
| (1) 概要 | 9-1 |
| (2) 現況と問題点 | 9-1 |
| (3) その対策 | 9-2 |
| (4) 計画 | 9-3 |
| (5) 公共施設等総合管理計画等との整合 | 9-4 |

10 集落の整備

| | |
|----------------------|------|
| (1) 概要 | 10-1 |
| (2) 現況と問題点 | 10-1 |
| (3) その対策 | 10-1 |
| (4) 計画 | 10-1 |
| (5) 公共施設等総合管理計画等との整合 | 10-1 |

11 地域文化の振興等

| | |
|----------------------|------|
| (1) 概要 | 11-1 |
| (2) 現況と問題点 | 11-1 |
| (3) その対策 | 11-1 |
| (4) 計画 | 11-2 |
| (5) 公共施設等総合管理計画等との整合 | 11-2 |

12 再生可能エネルギーの利用の促進

| | |
|----------------------|------|
| (1) 概要 | 12-1 |
| (2) 現況と問題点 | 12-1 |
| (3) その対策 | 12-1 |
| (4) 計画 | 12-3 |
| (5) 公共施設等総合管理計画等との整合 | 12-3 |

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

| | |
|----------------------|------|
| (1) 概要 | 13-1 |
| (2) 現況と問題点 | 13-1 |
| (3) その対策 | 13-1 |
| (4) 計画 | 13-2 |
| (5) 公共施設等総合管理計画等との整合 | 13-2 |

事業計画 過疎地域持続的発展特別事業分 14-1

1 基本的な事項

(1) 本町の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

本町は、熊本県の北東部に位置し、大分県と隣接しており、筑後川の源流域にあたります。自然豊かな農山村で、阿蘇外輪山と九重連山の裾野にあり、複数の温泉地（黒川温泉、小田温泉、白川温泉、満願寺温泉、扇温泉、田の原温泉）を有しています。標高約430m～950m、総面積115.90km²、森林原野が約8割を占めています。気候は、標高が高いことで温度差が大きく、本町内標高448m地点の気象庁の令和6年（2024年）の記録によると、4月の一日平均気温15.3℃、月最高気温26.2℃、月最低気温3.1℃、月降水量合計216.5mm、日最大降水量68mm。8月の一日平均気温26.1℃、月最高35.3℃、月最低18.6℃、月合計降水量272mm、日最大降水量120.5mm、12月の一日平均気温2.9℃、月最高気温17.2℃、月最低気温−5.9℃、月合計降水量8.5mm、日最大降水量3.5mmとなっています。

歴史的には、明治維新後に25の村から9の村に合併し、明治22年（1889年）に3つの村を合併して南小国村となり村政を施行しました。昭和44年（1969年）に町政を施行し、三つの大字（赤馬場、中原、満願寺）からなる南小国町となりました。町政施行後は、昭和47年（1972年）に鉄筋コンクリート3階建ての市原小学校校舎が完成し、昭和51年に国道212号バイパスの開通、昭和57年（1981年）に国道442号開通、平成15年（2003年）にケーブルテレビ放送センター完成、平成27年（2015年）に役場新庁舎完成などを経て、令和元年（2019年）に町政施行50年を迎えました。

社会的には、令和2年（2020年）国勢調査によると、人口総数が3,750人、0歳～14歳人口が431人で割合は11.5%、15歳～64歳人口が1,806人で割合は48.2%、65歳以上人口が1,511人で割合は40.3%であり、全国平均より上回っているのは、65歳以上人口割合のみとなり、熊本県内では、65歳以上人口割合は、45自治体中21番目となっています。町が令和元年度（2019年度）に行つた「買物と暮らしに関する調査」によれば、本町を住みやすいと回答した世帯は7割以上となっています。背景には、人々の間の結びつきが強く、子供を生み育てやすいこと等があると考えます。具体的には野菜等のおすそ分けが多かったり、保育園や小学校が町内に3か所ずつあったり、子どもの医療費助成制度が充実していたりという部分がこうした評価につながっていると思われます。町民生活全体としては一定の高評価がある一方で、高齢者にとって暮らしやすいとの回答は37%、障がいのある人

にとって暮らしやすいとの回答は27%となっており、こうしたいわゆる社会的弱者になりがちな方々にとっては、暮らしやすい町になっていないと感じられていることが分かります。また、近年町内の事業所において外国人労働者の受入れが進んでおり、令和7年（2025年）9月現在で200人以上の外国人の方々が町内で生活しています。

経済的には、平成27年（2015年）南小国町産業連関表（以下「町産業連関表」）によると、町内生産額（約231億円）の44%を宿泊等の対個人サービス業及び商業が占め、農業が5%、林業が2%の割合となっています。観光関連では、平成28年（2016年）の熊本地震や令和2年度（2020年度）からの新型コロナウイルスの影響もあり観光客入込客数が減少した年もありましたが、令和6年（2024年）の観光入込客数は約143万人とコロナ前の令和元年（2019年）を上回る水準となっています。農畜産物総出荷販売額は、平成27年（2015年）の約6.7億円から平成30年（2018年）には約7億円に増えています。林業については木材市況によると平成27年（2015年）の売上材積合計30,715m³、売上金額合計約2.7億円から、平成30年（2018年）の売上材積合計29,388m³、売上金額合計約3.1億円になり、売上金額が増えています。

イ 過疎の状況

国勢調査より、昭和30年（1955年）の7,761人をピークに減少を続け、昭和40年（1965年）6,913人から、昭和45年（1970年）6,029人になり、減少率が12.8%となったことで、昭和46年（1971年）に過疎対象地域に指定されました。平成2年（1990年）に5,000人を割り込み、令和2年（2020年）では、3,750人となり、ピーク時の半分以下となっています。

これまでの取組みでは、就農支援、間伐材利用推進、観光地の環境整備、情報化施設の整備、高齢者や障がい者の移動支援、住民自治組織や自主防災組織の活動支援、道路整備、水道設備更新、下水道整備、介護予防生活支援、子育て支援医療費助成、教育の振興などを行ってきました。

現在の課題は、町内産業全般において、人口減少や高齢化に伴う人手不足が深刻な課題であり、その他にも、空家の増加、医療体系の弱体化、自然や里山の景観に影響を与える開発行為、豪雨災害などが挙げられます。

今後の見通しは、人口減少の幅をなるべく小さくし、2060年において、2,600人を確保すべく、町総合計画を基に、様々な施策を講じていきたいと考えています。

ウ 社会経済的発展の方向

国勢調査によると、昭和35年（1960年）の就業人口比率は、第一次産業が70.60%、第二次産業が9.20%、第三次産業が20.20%です。令和2年には、第一次産業が19.0%、第二次産業が13.3%、第三次産業が67.7%となり、平成2年（1990年）を境に、第一次産業と第三次産業の割合は逆になります。差は広がり続けています。第二次産業は平成2年（1990年）20.30%をピークに減り続けています。

本町は、熊本市方面、大分市方面、福岡市方面からおおよそ等しい所要時間にあり、町内を通る国道212号線と国道442号線を通じて、農産物は主に福岡の市場に運ばれ、福岡や九州各県、関西圏などで販売されます。木材は、主に町内の市場や大分県の市場に運ばれ流通されます。観光客は、県内をはじめ九州各県や関東・関西などから多く訪れ、インバウンド需要もコロナ禍の影響により落ち込みましたが、昨年度から回復しています。

耕作面積が少ない中山間地ではありますが、標高の高さを活かした高冷地野菜の生産や、原野の採草放牧地を利用したあか牛の繁殖、多雨多湿で冷涼な気候で育つ良質な「小国杉」（商標登録）など、今後も農林産物の高付加価値化を進めています。観光業では、黒川温泉、小田温泉、白川温泉、満願寺温泉、扇温泉、田の原温泉、6つの温泉地や、阿蘇くじゅう国立公園内にある瀬の本高原や押戸石の丘など、多くの観光資源を有しています。観光客の滞在時間の短さが課題としてあり、着地型観光商品の造成など、滞在時間延長に繋がる取り組みを進めています。

（2）人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

表1-1（1）人口の推移（国勢調査）によると、昭和35年（1960年）7,616人あった人口は、昭和40年（1965年）に6,913人、昭和45年（1970年）6,029人、昭和50年（1975年）5,462人となり、減少率は1割前後の高い水準で推移し、大幅に人口が減少しました。昭和50年（1974年）以降、5年毎の減少率は5%以内に留まり、以前と比較すると減少幅は小さくなりました。しかし、平成22年（2010年）から先5年毎の減少率は5%を超えており、平成22年（2010年）が5.5%減、平成27年（2015年）が8.6%減、令和2年（2020年）が7.4%減となっており、今後再び減少幅が大きくなっていく恐れがあります。

また、年齢階層別にみると、15歳～29歳の若年者比率について、昭

和35年（1960年）は20.4%でしたが、その後は減り続け、昭和40年（1965年）～平成22年（2010年）までの55年間は増減しながら、1割台を維持していましたが、平成27年（2015年）には9.8%と1割を下回りました。非常に危機感を抱く数値であると考えます。65歳以上の高齢者比率については、増加の傾向にあり、平成17年（2005年）からは3割を超える、昭和35年（1960年）535人で7.0%だった数値は平成27年（2015年）に1,511人で37.3%と約5倍に増えており、令和2年（2020年）には40.3%となり、人口の4割以上を65歳以上が占め、少子高齢化が進行しています。

イ 産業の推移と動向

国勢調査によると、昭和35年（1960年）の就業人口比率は、第一次産業が70.60%、第二次産業が9.20%、第三次産業が20.20%です。令和2年（2020年）には、第一次産業が19.0%、第二次産業が13.3%、第三次産業が67.7%となり、平成2年（1990年）を境に、第一次産業と第三次産業の割合は逆になります。差は広がり続けています。第二次産業は平成2年（1990年）20.30%をピークに減り続けています。

町産業連関表によると、町内生産額（約231億円）を占める割合は、農業5%、林業2%（第一次産業）。繊維業3%、木材加工・印刷業1%、建設業8%（第二次産業）となっています。この内、その他の二次産業（本町に存在しない二次産業）については、国・県では2割前後あるものの、本町ではほぼ0となっています。本町における産業の中で最も稼いでいるのは、観光関連産業であり、44%を宿泊等の対個人サービス業及び商業が占めています。

これらは、本町にとってどれも重要な産業ですが、町内産業全般において、人口減少や少子高齢化に伴う人手不足が深刻な課題となっており、その解消に向けて、いかに外部からのマンパワーを取り込んでいけるか（そのための環境を整えていくのか）、DX化の推進などいかに業務効率を高めていくことも重要な課題となっています。

表1－1（1）人口の推移（国勢調査）

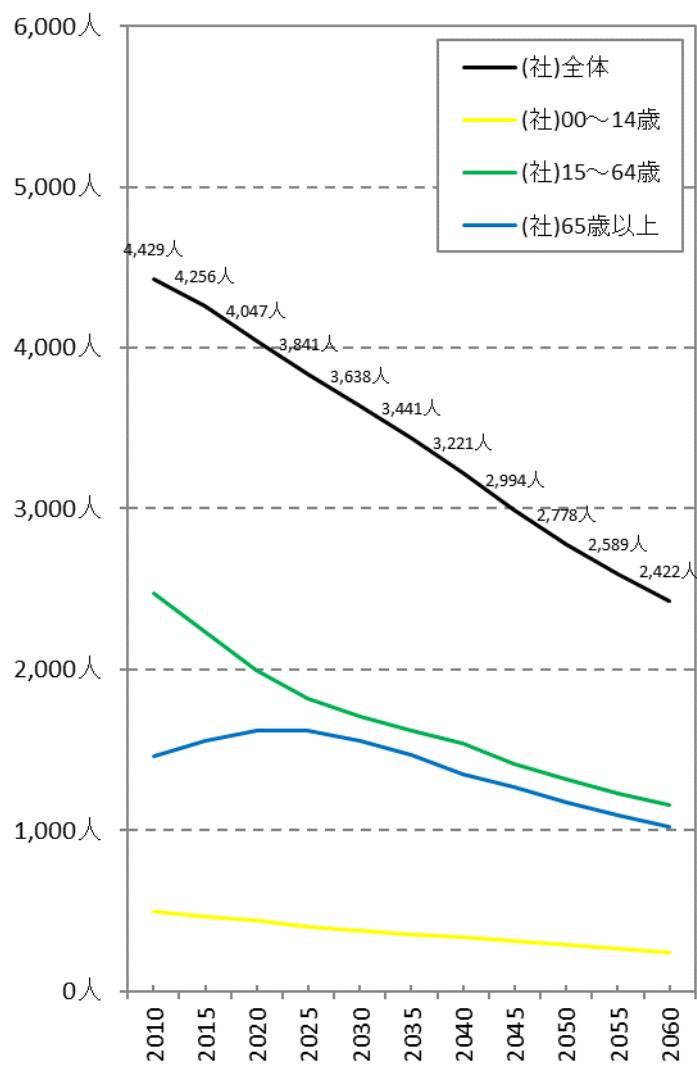
| 区分 | 昭和35年(1960) | | 昭和40年(1965) | | 昭和45年(1970) | | 昭和50年(1975) | |
|-------------------|-------------|--|-------------|--------|-------------|--------|-------------|--------|
| | 実数 | | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総数 | 7,616人 | | 6,913人 | △9.2% | 6,029人 | △12.8% | 5,462人 | △9.4% |
| 0歳～14歳 | 2,900人 | | 2,333人 | △19.6% | 1,682人 | △27.9% | 1,242人 | △26.2% |
| 15歳～64歳 | 4,181人 | | 3,961人 | △5.3% | 3,674人 | △7.2% | 3,499人 | △4.8% |
| うち15歳～29歳（a） | 1,551人 | | 1,297人 | △16.4% | 1,103人 | △15.0% | 981人 | △11.1% |
| 65歳以上（b） | 535人 | | 619人 | 15.7% | 673人 | 8.7% | 721人 | 7.1% |
| (a) / 総数 若年者比率 | 20.4% | | 18.8% | — | 18.3% | — | 18.0% | — |
| (b) / 総数 高齢者比率 | 7.0% | | 9.0% | — | 11.2% | — | 13.2% | — |

| 区分 | 昭和55年(1980) | | 昭和60年(1985) | | 平成2年(1990) | | 平成7年(1995) | |
|-------------------|-------------|--------|-------------|--------|------------|--------|------------|--------|
| | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総数 | 5,319人 | △2.6% | 5,211人 | △1.8% | 4,973人 | △4.8% | 4,818人 | △2.5% |
| 0歳～14歳 | 1,134人 | △8.7% | 1,117人 | △1.5% | 1,041人 | △6.8% | 854人 | △18.4% |
| 15歳～64歳 | 3,411人 | △2.5% | 3,261人 | △4.4% | 2,981人 | △8.6% | 2,758人 | △7.2% |
| うち15歳～29歳（a） | 872人 | △11.1% | 663人 | △24.0% | 543人 | △18.1% | 520人 | △4.2% |
| 65歳以上（b） | 774人 | 7.4% | 843人 | 8.9% | 951人 | 12.8% | 1,206人 | 26.8% |
| (a) / 総数 若年者比率 | 16.4% | — | 12.7% | — | 10.9% | — | 10.8% | — |
| (b) / 総数 高齢者比率 | 14.6% | — | 16.1% | — | 19.1% | — | 25.0% | — |

| 区分 | 平成12年(2000) | | 平成17年(2005) | | 平成22年(2010) | | 平成27年(2015) | |
|-------------------|-------------|--------|-------------|--------|-------------|--------|-------------|--------|
| | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総数 | 4,657人 | △3.3% | 4,687人 | 0.6% | 4,429人 | △5.5% | 4,048人 | △8.6% |
| 0歳～14歳 | 711人 | △16.7% | 592人 | △16.7% | 496人 | △16.2% | 454人 | △8.5% |
| 15歳～64歳 | 2,578人 | △6.5% | 2,602人 | 0.9% | 2,472人 | △5.0% | 2,083人 | △15.7% |
| うち15歳～29歳（a） | 417人 | △9.4% | 600人 | 27.4% | 490人 | △18.3% | 395人 | △19.4% |
| 65歳以上（b） | 1,368人 | 13.4% | 1,493人 | 9.1% | 1,461人 | △2.1% | 1,511人 | 3.4% |
| (a) / 総数 若年者比率 | 10.1% | — | 12.8% | — | 11.1% | — | 9.8% | — |
| (b) / 総数 高齢者比率 | 29.3% | — | 31.9% | — | 33.0% | — | 37.3% | — |

| 区分 | 令和2年(2020) | |
|-------------------|------------|--------|
| | 実数 | 増減率 |
| 総数 | 3,750人 | △7.4% |
| 0歳～14歳 | 431人 | △5.1% |
| 15歳～64歳 | 1,806人 | △13.3% |
| うち15歳～29歳（a） | 364人 | △7.8% |
| 65歳以上（b） | 1,511人 | 0.0% |
| (a) / 総数 若年者比率 | 9.7% | — |
| (b) / 総数 高齢者比率 | 40.3% | — |

表1－1（2）人口の見通し



（3）市町村行財政の状況

中山間地の本町を取りまく社会情勢は厳しく、過疎化・高齢化が進行し、地域活力の低下が懸念される状況にあります。令和5年度における経常収支比率8.8.3は、全体的な財政構造に危険信号を点し補助費・扶助費等の比率上昇については極力抑制を図ると共に、今後の動向を見極める必要があります。また、財政運営の健全性をみる公債費負担比率6.4及び公債費に準ずる債務負担行為を含む実質公債費比率6.6は上昇傾向にあり、自主財源確保の基盤が依然として弱い状況にあります。地方交付税・地方譲与税・国県支出金地方債等への依存率が高く、自主財源比率41.0（寄附金を除くと29.2）及び財政力指数0.19は歳入構造上において弾力性及び自律性に貧しく安定性に欠ける指標を示しています。将来負担比率においては、ふるさと納税の寄附額の増加により充当可能

財源が増加し、比率は無しとなっています。今後の長期財政運営にあたり、歳入においてはふるさと納税を含む自主財源の確保に可能な限り努めるとともに、歳出経費の推移を把握し、健全財政の確保を図っていきます。尚、具体的な財政運営を次のとおり実施していきます。

- ①歳入においては、課税客体の捕捉率の確保、使用料・手数料見直し、財産収入の計画的確保等により安定した自主財源の確保に努めます。
- ②歳出全般にわたる事務・事業の見直しによる冗費の節減を図るとともに、事務の合理化を推進し、経常経費の削減に努めます。
- ③主要事業の適正な年度配分を図り、効率的な財政運営による地域自立促進事業を積極的に実施します。

表1－2（1）市町村財政の状況（単位：千円）

| 区分 | 平成22年度 | 平成27年度 | 令和元年度 | 令和5年度 |
|---------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 歳入総額A | 4,113,662 | 3,935,755 | 5,019,454 | 6,348,077 |
| 一般財源 | 2,527,345 | 2,118,218 | 2,410,063 | 2,858,225 |
| 国庫支出金 | 408,424 | 292,636 | 458,803 | 580,122 |
| 都道府県支出金 | 336,051 | 266,227 | 427,874 | 415,025 |
| 地方債 | 243,329 | 265,137 | 173,285 | 402,635 |
| うち過疎対策事業債 | 51,200 | 68,500 | 84,600 | 321,700 |
| その他 | 598,513 | 993,537 | 1,549,429 | 2,092,070 |
| 歳出総額B | 3,773,018 | 3,713,686 | 4,366,057 | 5,890,995 |
| 義務的経費 | 1,387,899 | 1,252,452 | 1,286,659 | 1,452,857 |
| 投資的経費 | 858,749 | 705,602 | 834,409 | 940,497 |
| うち普通建設事業 | 846,184 | 702,272 | 367,750 | 587,813 |
| その他 | 1,526,370 | 1,755,632 | 2,244,989 | 3,342,424 |
| 過疎対策事業費 | 291,903 | 106,699 | 92,145 | 489,757 |
| 歳入歳出差引額C(A-B) | 340,644 | 222,069 | 653,397 | 457,082 |
| 翌年度へ繰越すべき財源D | 152,122 | 67,911 | 53,411 | 84,238 |
| 実質収支C-D | 188,522 | 154,158 | 599,986 | 372,844 |
| 財政力指数 | 0.21 | 0.20 | 0.21 | 0.19 |
| 公債費負担比率 | 15.5 | 9.5 | 6.4 | 12.0 |
| 実質公債費比率 | 16.1 | 9.5 | 5.9 | 6.6 |
| 起債制限比率 | — | — | — | — |
| 経常収支比率 | 82.0 | 87.3 | 89.2 | 88.3 |
| 将来負担比率 | 67.4 | 23.6 | 12.0 | — |
| 地方債現在高 | 3,577,938 | 2,811,653 | 3,367,339 | 3,074,684 |

表1－2（2）主要公共施設等の整備状況

| 区分 | 昭和55年度末 | 平成2年度末 | 平成12年度末 | 平成22年度末 | 令和元年度末 |
|----------------------|---------|--------|---------|---------|--------|
| 市町村道 | | | | | |
| 改良率(%) | 10.0 | 17.4 | 25.6 | 27.8 | 29.9 |
| 舗装率(%) | 17.4 | 40.9 | 48.5 | 51.6 | 53.2 |
| 農道 延長(m) | | | | | 34,920 |
| 耕地 1ha当たり農道延長(m) | 41.3 | 48.3 | 41.8 | 43.4 | — |
| 林道 延長(m) | | | | | 47,638 |
| 林野 1ha当たり林道延長(m) | 48.1 | 48.0 | 61.4 | 59.9 | — |
| 水道普及率(%) | 81.8 | 68.2 | 83.1 | 83.9 | 85.4 |
| 水洗化率(%) | — | — | 16.3 | 33.0 | 86.2 |
| 人口千人当たり病院、診療所の病床数(床) | 49.0 | 19.0 | 19.0 | 19.0 | 0 |

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本町では、平成31年（2019年）に、町民と協働でSDGs（持続可能な開発目標）を踏まえて、30年後（2050年）のありたい将来像を描いた「南小国町共有ビジョン」（以下「共有ビジョン」という。）を策定しました。また、令和2年（2020年）に、共有ビジョンに描いた将来像の実現に向けて、10年間の目標と方針（戦略）、重点施策を明記した「第4次南小国町総合計画」（以下「総合計画」という。）を策定しました。総合計画は、令和7年（2025年）3月に策定した南小国町デジタル田園都市国家構想総合戦略（以下「総合戦略」という。）を計画中に包含しており、総合戦略では、5年間で重点的に取り組む施策を明記しています。総合戦略の基本目標と戦略を地域の持続的発展の基本方針に位置付け、里山の景観保持、産業の維持発展、人材育成、移住定住促進、子育て環境の充実、多様な人の機会創出、インフラの点検・整備、交通・買物・

医療・福祉の充実などにより、持続可能な地域社会の実現や、地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を目指します。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

本計画は、総合計画と同一の方向性を目指すものであるため、総合計画内の南小国町人口ビジョン（以下「人口ビジョン」という。）の、人口の将来展望の数値を基本目標とします。

（人口に関する目標）

令和 7年（2025年）（基準年） 総人口 3,773人

令和 13年（2031年）（目標年） 総人口 3,700人

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

毎年度、総合計画策定・推進協議会（住民代表、地域団体、町議会、産業界、行政機関、高等教育機関、金融機関及び労働関係機関等が委員）において、内容を共有するとともにコメントや提案等をいただきます。

(7) 計画期間

計画期間は、令和 8年（2026年）4月 1日から令和 13年（2031年）3月 31日までの5箇年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

ア 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

南小国町公共施設等総合管理計画より、公共施設における現状と課題、施設の改修・更新にかかる将来コスト試算の結果を踏まえ、全体目標を設定。公共施設（建築系施設）とインフラ系（土木系施設、企業会計施設）に大別し、公共施設については、新規整備を抑制すると共に、施設の複合化等により施設総量を縮減し、将来の更新費用を削減します。

イ 本計画との整合性について

本計画においても、南小国町公共施設等総合管理計画における基本的な考え方に基づき、公共施設（建築系施設）とインフラ系（土木系施設、企業会計施設）の維持管理等について整合性を図りながら、事業を適切に推進します。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 概要

地域活力の更なる向上には、域外からのマンパワーの流入量を増やしていくことが効果的であるため、観光や仕事等で本町を知り、訪れる人を増やしつつ、移住・定住促進や更なる関係人口創出に取り組んでいきます。

移住・定住の促進は、人口の減少に歯止めをかけることに直結する重要な取組みであり、総合計画に掲げる各施策の推進により地域の魅力を高めていくと同時に、関係機関と連携して、移住希望者を後押しする段階的な施策を引き続き講じていきます。

また、地域社会の担い手となる人材の育成として、本町内に生活の拠点を持ち（又は持つ前提で）、町内において「しごと」に関する新たな挑戦（新たな仕事への就業や起業等）をしようとする方々（以下「起業等希望者」という。）を力強く後押しするため、総合的な支援に取り組んでいきます。

本町内において、起業等希望者の挑戦の成功率を高めていくためには、資金面と環境面の支援が必要であるため、夢チャレンジ補助金をはじめとした起業関連資金の支援及び支援人材による各種サポートに引き続き取り組みます。

(2) 現況と問題点

移住希望者が町内へ移住する際の住宅の確保が大きな課題となっています。町内にアパートなどの賃貸物件が少なく、町が運営している空き家バンクでも、多くは売買物件が登録されています。登録されている売買物件は、別荘や、築年数の古い集落内の空き家が多くあり、中心地から離れた場所、現代の生活と馴染まない間取り、取得・改修費用などの面から、需給のミスマッチがおきています。

過疎化の進行により、消費する側、提供する側の数が共に減り続け、産業の維持・発展が困難な状況です。新規事業者や起業者も減り、雇用機会の減少や、産業規模の縮小に繋がっています。

また、人材が集まりやすい都市部と比較して、人材の流動性が限定的であり、新規の人材獲得のハードルが高い状況が続いている。

こうした状況を踏まえ、不足する人材を確保するため、外国人を受け入れる事業所が増えています。受入事業所に対して聞き取り調査を行った結果、外国人労働者の雇用をうまく軌道に乗せるためには、家族や友達との連絡の為のインターネット環境整備、地元住民との交流促進、日常的な健康管理、日本語の勉強会の実施、職種によっては、各種免許・資格取得のサポート等、数多くの支援が必要であることが分かりました。

(3) その対策

具体的な解決策として、移住定住コーディネーターの設置、空き物件の情報収集、町内空き家の実態調査、空き家活用住宅や民間賃貸住宅建設促進などに取り組み、住宅の確保を行います。また、移住定住コーディネーターとも連携しながら、移住希望者が住宅探しや集落への定着などを円滑に行われるよう調整し、移住後も定期的に集まる場をつくるなどきめ細かなフォローも実施していきます。

新規事業者、起業者を支援するプログラムの実施や、南小国町商工会等の連携による事業計画作成のサポート※、夢チャレンジ推進事業補助金等による支援を行い、立ち上げ時や軌道にのるまでの不安定な時期を支援し、起業を後押しします。

人材確保に向けた取組みでは、既存の正規/非正規の限定的な選択肢だけでなく、ワークシェアリングやパラレルキャリアなど多様な働き方も含めた柔軟な視点を取り入れていくことが必要です。令和4年度から導入している業務委託型短時間ワークシェアリング事業である「しごとコンビニ」を引き続き推進し、地域産業等の担い手不足を解消するために引き続き取組んでいきます。

また、近年町内の事業所で働く外国人も増えてきていることから、受入事業所等と連携して、外国人材が円滑に転入でき、町内で安心して生活できるよう受入環境の整備を進めます。町内に在住・在勤する外国人の中には観光業の従事者も多いことから、地域DMO等と連携して観光の担い手としてステップアップするための育成プログラムや、既存町民との接点づくりを行うことによって、外国人受入れの基盤を強化します。

(4) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------------------|-------------------|----------------|------|----|
| 1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 | (1) 移住・定住 | 特定空家対策事業 | 南小国町 | |
| | (4) 過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| | 移住・定住 | 移住定住コーディネーター事業 | 南小国町 | |
| | 空き家調査事 | 南小国町 | | |

| | 業 | | |
|-------|---------------------------------------------------------------|------|--|
| | 移住定住促進 空き家活用住 宅事業 | 南小国町 | |
| | 移住定住体験 プログラム事 業 | 南小国町 | |
| | まちの人事部 機能の創出に による人材還流 促進及びデー タバンク構 築・利活用事 業 | 南小国町 | |
| | 民間賃貸住宅 建設促進事業 | 南小国町 | |
| | 住宅リフォー ム助成事業 | 南小国町 | |
| 地域間交流 | 日本で最も美 しい村連合事 業 | 南小国町 | |
| | 他市町村との 連携又は共同 事業 | 南小国町 | |
| | 交流拠点整備 事業 | 南小国町 | |
| 人材育成 | 起業塾事業 | 南小国町 | |

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

南小国町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら、事業を適切に実施します。

3 産業の振興

(1) 概要

里山の景観の重要な構成要素である農地や森林を守っていくためにも、本町の基幹産業である農林業が衰退することなく、持続可能な形で営まれていくように、担い手不足を始めとする様々な課題の克服と競争力の強化に有効な取組みをしっかりと進めます。

農業（畜産業を含む。以下同じ。）分野においては、担い手不足の解消に向けて、県やJA等の関係団体と連携して、新規就農者への支援の充実と営農団体の設立・事業拡大への支援、さらには、新たな担い手に対する農地、技術等の伝承及び集積に取り組んでいきます。

林業分野においては、農業分野同様に新規就業者への支援を充実させるとともに、林業従事者の負担を軽減するための作業道の整備や機械導入支援等に取り組みます。

また、農林業分野に共通する競争力強化のための取組みとして、ITやAI等の先進技術を利用した作業の省力化・自動化並びに地域商社である（株）SMO南小国（以下「SMO」という。）等と連携した地域産品のマーケティング、収穫・作業体験等観光コンテンツとしての展開及びふるさと納税返礼品としての提供を契機とした新たな需要の取込み等にも注力していきます。

このほか、経営リスクを低減するため、有害鳥獣や自然災害への対策にも引き続き取り組みます。

起業の促進では、本町内において、起業等希望者の挑戦の成功率を高めていくためには、資金面と環境面の支援が必要であるため、南小国町商工会等と連携して、起業関連資金の支援及び支援人材による各種サポートに取り組みます。

商業においては、南小国町商工会や南小国町観光協会など関係団体と連携し、プレミアム商品券の発行や、地域資源を活かした商品のプロモーション及び販路拡大を推進していきます。

観光業では、令和6年度に策定した南小国町観光基本計画の内容を踏まえ、新規観光客及びリピーター観光客の数を着実に増やしていくとともに、滞在時間、観光消費を増大させていくために、地域DMOであるSMO及び南小国町観光協会を始めとした関係団体と連携して、地域資源を活用した新たな需要の取込み強化及びソフト・ハード両面での受入環境の整備推進に取り組みます。

情報通信産業の振興では、以前までは事業の実施可能な情報インフラが整備されていませんでしたが、近年は、光ケーブル敷設により、高速通信網が整備され、情報通信産業の事業を実施する環境が整ってきています。

(2) 現況と問題点

①農業

本町の農業は水稻を中心に冷涼な気候を活かした夏秋野菜（きゅうり、だいこん、ほうれん草）、花き、施設園芸、広大な原野を利用した肉用牛繁殖経営等の畜産といった複合経営が行われてきました。

しかしながら近年は、厳しい気象条件や耕地の整備率や利用率・生産効率の低さ、農業従事者の高齢化や後継者不足、遊休農地の増加、更に有害獣の被害も加わり、農家の生産意欲の低下などで農家数は年々減少し、特に専業農家及び第一種兼業農家は減少しています。

畜産についても高齢化や担い手の減少により飼養農家が減少し、原野の維持管理作業が困難となり、原野の荒廃が憂慮されています。

今後は、新規就農者の確保、育成を図り、農地の集積を積極的に進めることで農地を維持していくことが必要となります。

②林業

本町の森林面積は、9, 289haで全町面積の約80%を占め、その内訳は、国有林が約296ha、民有林が約8, 993ha、また、民有林の内訳は、人工林が約5, 460ha、天然林が1, 833haという状況です。人工林についてはそのほとんどがスギで人工林率は90%に達し、古くから「小国スギ」の名で名木として全国に知られ、町民の所得の向上に大きな役割を果たし、本町の林業経営の根幹をなしています。

また、特用林産物としてクヌギを活用した椎茸栽培が盛んです。

しかしながら、最近の林業を取り巻く環境は依然として厳しく、木材価格の低迷、林業経営費の上昇、林業労働力の不足等に起因して林業生産活動が全般にわたり停滞しています。また、林業担い手の高齢化や度重なる災害等で森林所有者の森林経営意欲が減退したことに加え間伐・保育が適正に実施されていない森林が増加しています。成熟期を迎える森林資源が大部分であり、高齢化対策と林業従事者の確保を図ることが急務であり、各種の制度等を活用した効率的施業に努める事が必要です。

③起業促進

過疎化の進行により、消費する側、提供する側の数が共に減り続け、産業の維持・発展が困難な状況です。新規事業者や起業者も減り、雇用機会の減少や、産業規模の縮小に繋がっています。新規事業や起業のアイディアがあっても、費用の工面や事業計画作成が困難であり、また、事業が軌道にのるまでの支援等も十分ではないため、実現する者が生まれにくい状況です。

④商業

町外への購買力流出、買い物弱者の増加、町内事業所の事業承継が課題としてあります。

⑤観光業

令和6年度（2024年度）に、町内を訪れた観光客に対して、本町の観光の満足度等について聞き取り調査（以下「観光満足度調査」という。）の結果からは、本町を訪れるきっかけとして家族や友人からの口コミが多いこと、リピーターを増やすことが町内の観光地の周遊につながることなどが明らかになりました。

⑥情報通信産業の振興

以前までは事業の実施可能な情報インフラが整備されておらず、域内において、情報通信産業を生業とする事業者はほとんど見られませんでした。近年は、光ケーブル敷設により、高速通信網が整備され、情報通信産業の事業を実施する環境が整ってきていますが、事業実施にあたり、ＩＣＴ、ＩＯＴを事業化できる人材が少なく、他産業同様に人材確保が課題です。

（3）その対策

①農業

担い手不足の解消に向けて、新規就農者を確保するために住宅や農地、施設の整備・確保に取り組み、新規就農者の支援策として国の支援策を活用した新規就農者への経済的支援を実施すると同時に、新たな研修制度への取り組みや、県やＪＡ等の関係団体と連携した新規就農者への技術的支援を図ります。

また、営農団体の設立や法人化、事業拡大を支援することで地域農業の活性化を図り、農地の集積化、遊休農地の解消を推進します。

農業の競争力強化の取組としては環境負荷軽減、労働安全、食品安全等に係る持続性の高い農業生産方式の推進に加えて、ＩＴやＡＩ等の先端技術を活用したスマート農業による作業の省力化・自動化を推進します。さらに農業所得の増大を図るために、新規作物の導入や、既存作物の販売強化にも取り組みながら、地域商社であるＳＭＯや商工関係者と連携した地域産品の開発・販売により農産物の付加価値向上を図ります。

畜産については草原を活用した家畜飼養を行うことで、労働力不足の改善を図るとともに、草原の維持に繋げていきます。また、耕畜連携の取り組み等により、飼料の確保を支援します。

このほか、経営リスクを低減するため、有害鳥獣や自然災害への対策や収入保険の加入推進にも取り組みます。

- ・国の支援策等を活用した新規就農者の経済的支援
- ・新規就農者と既存農業経営体との間の人脈形成、経営課題や情報の共有、結束強化を図るための交流活性化
- ・営農団体の設立・法人化に向けた活動支援
- ・農業基盤整備事業による区画整理、用排水路等の関連施設整備
- ・小規模ほ場整備
- ・近代化施設整備としてビニールハウス等の導入、再利用支援
- ・6次産業化・地域產品開発の推進及び地産地消の促進
- ・認定農業者、4Hクラブ、農村女性グループの育成強化
- ・高齢者就農（選別など軽作業要員）シルバー人材の活用
- ・新規就農者支援の強化、確保、育成
- ・担い手用住宅確保、整備
- ・飼料用稻などの戦略作物の生産拡大の推進
- ・他団体と連携した経営改善の普及
- ・繁殖技術者の資質の向上について支援
- ・周年放牧の推進と環境整備
- ・電柵や侵入防止柵の設置に対する補助
- ・有害鳥獣捕獲に対する補助
- ・収入保険の加入促進及び保険料等の補助

②林業

林業従事者を確保するために、定住促進について関係課及び関係機関と連携して受け入れ体制整備を図るとともに、林業体験等の取組を通じて林業の魅力や森林の保有する水源涵養機能、多面的機能等の公益的機能等について積極的に紹介していきます。

また、林業従事者の負担を軽減するための作業道の整備や機械・防護服の導入支援等に取り組みます。

森林施業の合理化を図るための取組としては必要な高性能林業機械の導入を推進します。

森林の経営については、補助事業等を活用し、適正な森林整備による循環利用を推進するとともに、森林経営管理制度を活用することで適切な森林の経営管理を推進します。

木材普及の取組として、南小国町木材拠点施設（ファブラボ）にて小国杉を使ったものづくりの推進及び木育活動、また、地域産材を活用したモバイル建築等の施設整備を推進します。

また、再生可能エネルギーの導入、省エネ及びCO₂削減につながる動きを促進し、南小国町バイオマス産業都市構想の実現に向けた、公共施設や民間施設への木質バイオマスボイラや発電設備、ペレットストーブや薪ストーブの導入推進に取り組みます。

椎茸等の特用林産物についてはJA、熊本県椎茸農業協同組合との連携により、販路拡大に努め生産振興を図ります。

- ・林業担い手の確保
- ・作業道の整備
- ・林業機械等導入事業
- ・高性能林業機械導入事業
- ・森林経営管理制度の活用
- ・ファブラボの活用
- ・モバイル建築等の木造施設整備の推進
- ・南小国町バイオマス産業都市構想実現に向けた取り組みの推進
- ・特用林産物の販路拡大

③起業促進

起業等希望者の挑戦の成功率を高めていくためには、資金面と環境面の支援が必要であるため、南小国町商工会等と連携して企業関連資金の支援及び支援人材による各種サポート及びコワーキングスペースの提供等（未来づくり事業）に取り組みます。また、まちづくり公社であるSMOと連携して、町内外の起業等希望者の掘り起こし、事業計画の磨き上げ、関係者とのマッチング、起業型地域おこし協力隊への伴走支援、事務作業・会議・イベント等に活用できるコワーキングスペース（未来づくり拠点MOG）の運営、資金面では、夢チャレンジ補助金による町民の起業に係る経費の一部補助など、様々な支援に取り組みます。

④商業

地産地消を推進するため、地域産品・地域資源の情報や魅力を改めて町内にも発信するとともに、町外で開催される商談会への地域事業者の参加を促進するための支援に取組みます。また、プレミアム商品券の発行支援や、役場における町内調達・発注を推進します。買い物弱者対策では、SMOが実施している移動販売の支援やタクシー利用費の助成などを行います。

⑤観光業

ソフト面では、民間事業者によるおもてなし向上、多言語対応、キャッ

シュレス決済導入支援、町外者向け観光商品券の発行、国内外への観光プロモーションの強化、体験メニューの拡充やツアーフェスティバル造成に取り組みます。ハード面では、関係団体とも協議のうえ必要に応じて整備を進めていきます。

⑥情報通信産業の振興

I C T の向上や情報インフラの拡充により、本町においても情報通信産業のサテライトオフィス設置が可能となり、全国的にも中山間地域にサテライトオフィスを設置する企業が増加傾向にあります。古民家や、利用のない公共施設等を利活用したサテライトオフィス誘致の可能性を探りながら、情報通信産業の振興を推進します。

(4) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|--------------|-----------------|------|----|
| 2 産業の振興 | 農業 | (1) 基盤整備 | | |
| | | 農業農村整備事業（水路改修） | 南小国町 | |
| | 林業 | ペレットストーブ等導入事業 | 南小国町 | |
| | | 林業機械等導入事業 | 南小国町 | |
| | | 林内作業路整備事業 | 南小国町 | |
| | | 林業用高性能機械導入事業 | 南小国町 | |
| | | 単県治山事業 | 南小国町 | |
| | | 木質バイオマスボイラ等導入事業 | 南小国町 | |
| | | モバイル建築等木造施設整備事業 | 南小国町 | |

| | | | |
|-----------------------------------|----------------|------|--|
| (6) 起業の促進 | 夢チャレンジ推進事業 | 南小国町 | |
| | 起業塾事業 | 南小国町 | |
| (7) 商業その他 | | | |
| (9) 観光又はレクリエーション | 施設修繕事業 | 南小国町 | |
| (10) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業 農業 | 親元就農支援事業 | 南小国町 | |
| | 移動販売事業 | 南小国町 | |
| | 環境保全型農業直接支払事業 | 南小国町 | |
| | 農業担い手育成補助金 | 南小国町 | |
| | 中山間地域直接支払制度事業 | 南小国町 | |
| | 多面的機能支払交付金事業 | 南小国町 | |
| | 粗飼料活用事業 | 南小国町 | |
| | JA畜産振興補助事業 | 南小国町 | |
| | 有害鳥獣駆除事業 | 南小国町 | |
| | 有害鳥獣対策設備購入補助事業 | 南小国町 | |
| | 狩猟免許取得助成金事業 | 南小国町 | |

| | | | |
|--------------|---------------------------|------|--|
| | 有害鳥獣捕獲 報奨金事業 | 南小国町 | |
| | 有害鳥獣埋設 補助金 | 南小国町 | |
| | くまもと間伐 材利活用推進 事業 | 南小国町 | |
| 商工業・6次 産業 | | | |
| 商工業 | プレミアム商 品券発行事業 | 南小国町 | |
| | 商工会支援事 業 | 南小国町 | |
| | 店舗リフォー ム等助成金事 業 | 南小国町 | |
| | 製造・加工事 業者創出促進 補助金事業 | 南小国町 | |
| | 販路拡大支援 補助金事業 | 南小国町 | |
| | 創業支援等補 助金事業 | 南小国町 | |
| | 中小企業店舗 利子補給 | 南小国町 | |
| 観光 | 観光協会補助 金事業 | 南小国町 | |
| | 北阿蘇観光会 議補助金事業 | 南小国町 | |
| | 観光振興プレ ミアム付商品 券発行事業 | 南小国町 | |
| その他 | 夢チャレンジ 推進事業 | 南小国町 | |
| | 起業塾事業 | 南小国町 | |

(5) 産業振興促進事業

①産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域及び同区域において振興すべき業種について、次の表により記載します。

| 産業振興促進区域 | 業種 | 計画期間 | 備考 |
|----------|----------------------------|-----------------------------------|----|
| 南小国町全域 | 製造業、旅館業、情報サービス業等、農林水産物等販売業 | 令和8年（2026年）4月1日～令和13年（2031年）3月31日 | |

②当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記（2）（3）のとおり

③他市町村との連携に関する事項

産業振興において周辺市町村等との連携に努めます。

(6) 公共施設等総合管理計画等との整合

南小国町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら、事業を適切に実施します。

4 地域における情報化

(1) 概要

本町のケーブルテレビ事業は、防災無線の更新及びテレビの難視聴対策として、平成15年（2003年）に告知放送・テレビ（町自主放送含む）・インターネット・町内無料電話のサービスを開始しました。【HFC方式：同軸ケーブル+光ファイバー混合型】

しかし、機器の耐用年数経過による故障の多発とそれによる修理代の増加、そしてインターネットの通信速度が時間帯によって非常に遅くなるといった問題が発生し、町民等への影響が年々顕著となり、平成29年度（2017年）～平成30年度（2018年度）実施の南小国町次世代情報通信基盤整備事業により、町内全域に光ファイバー網の整備とケーブルテレビネットワーク設備・関連機器の更新等を行いました。【FTTH方式：宅内引込も含め全て光ファイバー】

本事業により、インターネットの通信速度は従来の上下最大10Mbpsから上下最大1Gbpsへと大幅に改善し、4Kテレビ放送、告知放送端末の更新による録音機能やグループ放送、道路情報カメラ（増設）、公衆無線Wi-Fi、高齢者見守りサービス（有料オプション）等の新たなサービスも開始しました。

併せて、平成31年（2019年）4月からは光ネットワーク㈱による公設民営方式での運営がスタートし、専門性を有した質の高いサービスの提供が可能となりました。

これらのICT（情報通信技術）基盤整備により、他地域との情報格差の是正および町民生活の利便性向上が実現しました。

今後は、情報社会のさらなる進展を見据え、産業振興、地域公共交通の活性化と再生、物流の確保、医療・教育分野の充実など、幅広い分野におけるICTの利活用を推進していく必要があります。これらの取組は別途策定の「南小国町地域情報化計画」に基づき推進します。

また、令和元年（2019年）10月より高森町との包括連携（協定）に基づき、両町ケーブルテレビ（自主放送）の交流及び番組交換等を行っており、引き続き連携を図ります。

(2) 現況と問題点

近年、テレワークやオンラインサービスなどの普及により、住民や事業者によるインターネット利用は日常的かつ多様化しています。特に、映像配信サービスの利用やクラウドサービスなどの増加に加え、家庭内や事業所におけるIoT機器（防犯カメラ、スマート家電、遠隔監視装置など）の普及が進み、常時通信を行う端末が増加しています。こうした利用者ベ

ースでの変化により、ピーク時間帯の通信混雑やトラフィック集中が一部で発生し、通信品質の低下が懸念されます。

また、CATV情報センターの通信設備（放送波送出機、UPS、サーバ等）は更新時期を迎えており、更新費用の確保が課題となっています。さらに、令和9年（2027年）3月には光ネットワーク株式会社との運営契約更新が予定されており、契約条件やサービス継続性の確保に向けた早期協議が必要です。

加えて、サイバー攻撃や不正アクセスの高度化により、情報セキュリティ対策と災害時における通信途絶リスクへの備えが一体的な課題となっています。システムの多重化やバックアップ体制の強化、非常時通信手段の確保など、平時・有事を通じた強靭な情報通信体制の構築が求められています。

（3）その対策

インターネット通信速度の低下対策については、光ネットワーク株式会社に対し、上位回線接続契約の見直し（通信容量拡大）を働きかけ、通信環境の安定化を図ります。

CATV情報センター機器（自主放送波送出機、無停電電源装置等）については、費用負担は大きいものの、万一の故障によるサービス停止が住民生活や観光・企業活動に重大な影響を及ぼすおそれがあるため、必要な予算を確保し、災害対策を含めた計画的な設備更新を実施します。非常用電源や冗長化構成の導入を進め、停電・災害時においても通信継続性を確保し、地域防災情報の伝達機能を強化します。

光ネットワーク株式会社との契約更新にあたっては、住民や地元企業がICTを主体的に活用できる環境を整備するとともに、教育・観光・農業など産業のデジタル化を推進し、地域の活性化を図ります。また、その実現に向け、サービス品質・料金体系・維持管理体制の見直しについて早期に協議を進め、連携して持続可能な通信インフラの運営体制を確立します。

そして、これらの取組を通じて、本町は通信基盤の整備にとどまらず、ICTを活かした地域社会の発展と住民生活の質の向上を目指します。

(4) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-------------|-----------------------------|--------------------|------|----|
| 3 地域における情報化 | (1) 電気通信施設等情報化のための施設 その他 | C A T V 情報センター機器更新 | 南小国町 | |

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

南小国町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら、事業を適切に実施します。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 概要

交通施設の整備では、地域住民の安全で快適な生活を支える重要な施設である「道路」について、利便性の向上や防災機能の強化を目的とした整備を進めるとともに、常時安全な状態を維持できるよう適切な管理に取り組みます。

具体的には、現時点での道路改良計画のある7路線で拡幅等の改良工事を中心に整備を進め、併せて、橋梁等の道路重要構造物の定期的な点検を着実に実施し、点検結果等に基づき必要な補修や更新に取り組みます。

交通手段の確保では、生活圏が重なる隣接の小国町と共同で立ち上げた「小国郷地域公共交通会議」（両町の住民、旅客自動車運送事業者、国土交通省九州運輸局熊本運輸支局、熊本県の関係行政機関、両町の行政職員等で構成）により、公共交通機関等の協議や、コミュニティバスの運行等の事業を実施しています。また、交通弱者の不便さを解消するための移動手段の確保や生活支援にも引き続き取り組みます。

(2) 現況と問題点

①交通施設の整備

本町における道路網は、国道212号、国道442号、主要地方道別府一の宮線、主要地方道南小国波野線を骨格として、一般県道2路線、幹線町道27路線、その他263路線の町道で形成されています。

国道では、一次改築が完了していますが、国道442号の瀬ノ本交差点から大分県との県境においては、路肩が狭い区間や一部の区間では大型車が通行しにくい状況にあり、早期の改良を望んでいます。主要地方道・一般県道では、年次計画に基づき整備は進んでいるものの、未改良区間が多く残っており、一層の改良が望まれているところです。

町道では、改良率が30%程度と低く、道路整備に対する住民の要望は高い状況にあり、集落の生活道路としての整備が必要とされています。

また、橋梁等の道路重要構造物の管理はもちろん、舗装の個別施設計画（維持管理計画）を策定し、コスト縮減・平準化を図り、適切な維持管理に努めていく必要があります。

農林道については、農林産物の輸送や管理道路等の利用のほか、一般道路としての機能を併せ持つ路線があり、今後も必要な整備と適切な維持管理を継続的に行っていくことが必要です。

過疎と高齢化が進むなかで、新たな道路整備と橋梁等の維持補修等を両立していく必要があり、災害時の避難ルート確保、交通の安全、利便性の向上、地場産業の発展が図られる道路整備は、比較的改良率の低

い本町にとって大変重要な課題となっています。

②交通手段の確保

人口減少の進行により公共交通の利用者が減り、交通事業者の採算が悪化し、減便や、路線そのものの廃止が懸念され、通勤、通学、通院、買い物などに利用するには、時間や移動範囲が限定的となり、住民の利便性が今後著しく低下する恐れがあります。

(3) その対策

①交通施設の整備

現時点で道路改良計画のある8路線（中湯田赤迫線（瓜上矢田原線）、市原黄川線、星和八本松線、樋ノ口吉ノ本線、立岩線、中杉田鳥越線、高花牛津線及び満願寺志童子線外1）の整備推進を図ります。

また、本町で重点事業に位置づけている「中湯田赤迫線（瓜上矢田原線）」は、一般県道南小国上津江線を起点として、古賀地区と矢田原地区を結ぶ延長約2kmの地域にとって重要な道路ですが、現道は急勾配・急カーブが多く、幅員が3～4m程で安全な通行に支障をきたしている状況です。

当路線は、平成22年度（2010年度）から社会資本整備総合交付金を活用し、現道の拡幅（幅員5m）改良工事を行っており、令和6-8年度（2026年度）末までの完了を目指として取り組みます。

②交通手段の確保

小国郷地域公共交通会議や交通事業者連携しながら、高速バス、一般路線バス、コミュニティバスなどの運行を行っていきます。また、自動車を運転しない又はできない高齢者・障がい者について、生活に不可欠な買い物・通勤等のための移動手段を確保するため、タクシーの利用を推奨し、その経費の一部を助成する取組みを継続します。さらに、買物弱者対策として、現在SMO南小国が実施している移動販売への支援も継続していきます。

(4) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-------------------|-------------------------------------|----------------------|------|----|
| 4 交通施設の整備、交通手段の確保 | (1) 市町村道 道路 | 町道中湯田赤迫線（瓜上矢田原線）改良事業 | 南小国町 | |
| | | 町道市原黃川線改良事業 | 南小国町 | |
| | | 町道星和八本松線改良事業 | 南小国町 | |
| | | 町道樋ノ口吉ノ本線改良事業 | 南小国町 | |
| | | 町道立岩線改良事業 | 南小国町 | |
| | | 町道中杉田鳥越線改良事業 | 南小国町 | |
| | | 町道高花牛津線改良事業 | 南小国町 | |
| | | 町道満願寺志童子線外1改良事業 | 南小国町 | |
| | | その他改良事業 | 南小国町 | |
| | | 道路維持事業 | 南小国町 | |
| 橋りょう その他 | 道路舗装事業 道路重要構造物（橋梁、トンネル）の点検、補修・更新 | 南小国町 | | |
| | | 農道維持事業 | 南小国町 | |
| | | 林道維持事業 | 南小国町 | |
| | (9) 過疎地 | | | |

| | | | |
|------------------------|--------------------------|------|--|
| 域持続的発展 特別事業 公共交通 | 地方バス運行 等特別対策補 助金事業 | 南小国町 | |
| | 小国郷地域公 共交通整備等 事業 | 南小国町 | |
| | タクシー利用 費助成事業 | 南小国町 | |
| | 移動販売事業 | 南小国町 | |

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

①道路（町道・農林道）

維持管理の基本方針

以下のような基本的な考えのもとに、施設の維持管理を行います。

（維持管理に関する方針）

【町道】

- ・構造物（舗装、道路付属物等）毎に、定期的に点検・診断を実施します。
- ・舗装については、舗装の健全度、FWDたわみ量、ひび割れ率等の管理指標を把握して、舗装の性能、サービス水準に応じて設定した管理目標を下回る路線や区間を抽出し、最も効率的な維持補修計画を策定します。
- ・道路土工・構造物については、国の点検要領を参考に遠望目視点検を実施します。修繕を必要とする構造物については、近接目視点検を行い修繕工法を選定します。
- ・道路の計画的な施設管理を行うため、町が管理する道路において、予防保全型の道路（舗装）施設管理計画を策定します。
- ・施設管理の容易さと道路資材の規格化を進め、将来コストの縮減に努めます。

【農林道】

- ・農林道については、町道の維持管理方針に準じて管理を行います。

②橋りょう

（維持管理の基本方針）

橋りょうについては、「南小国町橋梁長寿命化修繕計画」を平成21

年（2009年）3月に策定しました。

損傷が小さいうちに計画的に修繕を行う予防保全型の管理へ転換することにより、橋りょうの長寿命化を図るとともに、維持管理コスト縮減を図ります。また、橋りょう点検（近接目視）を定期的に実施し、必要に応じて長寿命化修繕計画の見直しも行います。

（点検の実施方針）

・橋梁の点検は、日常点検、定期点検、異常時点検の3つに分けて実施します。道路維持管理の一環として現状を把握し、安全性や耐久性に影響すると考えられる損傷を早期に発見し対策を行うことにより、常に橋梁が良好な状態に保てるようになります。

・点検手法は、

○南小国町橋梁点検マニュアル

○南小国町橋梁点検現場作業手順等に基づいて実施します。

・通常点検においては、こまめな対策を行います。例えば、土砂詰まりなどの清掃を行うことにより、排水を円滑に処理することができます。これにより、伸縮装置などから支承部への水の浸入を防ぐことが出来、橋の延命化に繋がります。

6 生活環境の整備

(1) 概要

①水道施設関係、②生活排水処理施設関係

水道・下水道の公共インフラは地域住民の安全で快適な生活を支える重要な施設であり、利便性の向上や防災機能の強化等を目的とした整備を進めるとともに、基幹管路の耐震化に向けて診断及び施工に順次取り組んでいきます。また、常時安全な状態を維持できるよう適切な管理に取り組みます。

③廃棄物処理施設関係

南小国町では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、一般廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、平成11年（1999年）4月からそれまで小国町外1ヶ町共有財産組合で行っていた共同処理事務をそのまま阿蘇広域行政事務組合に継承し、廃棄物処理施設の維持・管理、一般廃棄物の処理を行っています。

処理については、毎年阿蘇広域行政事務組合と共同して一般廃棄物処理計画を策定し、その計画に沿って実行しております。

④火葬場関係

南小国町では、平成11年（1999年）4月から阿蘇広域行政事務組合と小国町と共同して、阿蘇北部斎場の維持・管理、運営を行っております。

⑤防災関係

町民が安心して生活できる環境を整備することを目的に、本町の消防・防災対応における重要な役割を担っている消防団の設備強化を図ると共に、町民の防災意識を高めるための事業を実施し、自主防災組織が実施する活動の活発化のための施策に取り組みます。

⑥公営住宅関係

町営住宅においては、既存の住宅ストックを基本に長寿命化に向けた維持修繕及び改善を行い、老朽化住宅については、用途廃止を計画しています。

また、今後は空家バンク事業や民間賃貸住宅確保プロジェクト補助金等との連携により、住環境の向上と移住・定住による人口確保及び地域経済の活性化を促進し、住民の住まいの確保に向けた包括的な施策に取り組みます。

⑦河川関係

町内の河川について、町民の安全安心確保のため、改修などの整備や河川掘削等の有効な治水対策に取り組みます。

(2) 現況と問題点

①水道施設関係

本町の現在の簡易水道給水人口は3,284人91.8%（令和6年度末（2024年度末））の水道普及率となっています。衛生且つ健康的な生活環境の確保のための全集落の水道化には遠いと言わざるを得ませんが、未普及地域は家屋の点在が多く見られることから、水道施設の整備や更新には多額の費用が必要となります。その一方で、人口減少に伴い水の需要が減少し料金収入が減っていくと考え、また、自己所有等の井戸水なども利用されていることを考慮し必要な整備を行っていきます。

また、一部において水源の枯渇や水質異常が見られることから、他の地区的給水区からの配水整備や新規水源の整備を行い、必要となる配水池などの整備も行っていく必要があります。

さらには、老朽化や耐震化による既設施設の改修、管路の布設替えも順次行わなければなりません。

②生活排水処理施設関係

本町は筑後川の上流部にあたることから河川の汚濁防止・浄化対策は町民にとって下流域の住民への責務と考えます。

そのため町では、南小国町下水道事業として、特定環境保全公共下水道事業・農業集落排水事業・特定地域生活排水処理事業（市町村設置型合併浄化槽）の3つの事業により、生活排水の適切な処理を行っています。

公共下水道事業及び農業集落排水事業については、認可区域の整備がほぼ完了し、整備の時代から本格的な維持管理の時代に入っていきます。公共下水道ストックマネジメント計画（令和3年（2021年）1月策定）、農業集落排水施設最適整備構想（令和2年（2020年）3月策定）に基づき、適切な維持管理が求められます。公共下水道・農業集落排水処理区域外については、引き続き、生活環境の向上や環境保護のために、特定地域生活排水処理事業（市町村設置型合併浄化槽）を進めて行く必要があります。

③廃棄物処理施設関係

廃棄物の量は微増減を繰り返している状況ですが、物価等の高騰を主

な要因に、処理に要する費用が増加しています。

廃棄物処理施設については、最終処分場の残余年数や処理施設の耐用年数を考慮のうえ、施設の補修及び大規模改修等を念頭に阿蘇広域行政事務組合と共同して維持・管理や災害時の対応を行う必要があります。

城村最終処分場は、昭和28年（1953年）2月から、南小国町、小国町の粗大ごみ埋立て処分場として埋め立てを開始しました。

その後、平成10年（1998年）3月6日付け「一般廃棄物最終処分場における処理の適正化について、生衛第355号厚生省生活衛生局水道環境部長通知」にて、“共同命令の適用はないが、処分基準違反のおそれがあるが強い最終処分場”との指導を受け、平成10年（1998年）3月31日で埋め立てを終了し、維持管理（水質検査等）を行い、平成30年度に法基準に基づいた閉鎖終了を行いました。現在までの水質モニタリング結果では、基準をオーバーするような水質異常は無く、環境保全上の支障は生じていません。しかし、今後も地域住民の安全・安心の確保のためには、監視を続けていく必要があります。

④火葬場関係

耐用年数を考慮した施設の維持・管理や災害時の対応については、その都度阿蘇広域行政事務組合と協議を行い、対策を行う必要があります。

⑤防災関係

消防団の機能強化については、消防団は4分団19部で構成され、条例定数251人に対し実員数は223人となっており、人口減少に伴い消防団員数も減少傾向にあること、及び消防用施設については、既存の消防車両や消防詰所、消防用水利の老朽化が進んでいること、消防用水利が不足する集落があることが課題です。

また、消防団の使用する無線機は携帯電話回線を使用しており、山間部等の不感地帯があること及び消防防災情報を発信する屋外スピーカーの音声が届かない区域があることも課題です。

町民の防災意識の向上については、町全体の防災意識向上のため町内各戸及び事業所に配布している総合防災マップの改訂版を令和6年度に作成・配布しています。

自主防災組織活動の活発化については、町内には96の区域で構成する32の自治会がありますが、集落内や点在する集落間を繋ぐ道路に防犯灯が少なく暗い場合が多いため、通学する子供や高齢者の安全確保に不安があること及び地域の防災防犯力を高めるため自主防災組織等の防災防犯意識のさらなる向上が課題です。

⑥公営住宅

現在 173 戸の町営住宅のうち 159 戸（特定公共賃貸住宅等 13 戸）が町営住宅を利用しています。このうち黒川団地、西黒川団地は南小国町公営住宅等長寿命化計画（第二期）（令和 6 年（2024 年）3 月策定）に基づき用途廃止に向けた動きを進めています。

人口に対する町営住宅の供給割合が高い一方で、今後の人口推移等を踏まえると、住宅の建替えや新設ではなく空家バンク事業や民間賃貸住宅確保プロジェクト補助金等との連携により、住民の住まいの確保に向けた包括的な施策を進めていく必要があると考えます。

また、既存住宅の改修、修繕を適切に行っていく必要があります。

⑦河川関係

本町には 1 級河川筑後川水系筑後川をはじめ多くの河川がありますが、未改修区間も多く、集中豪雨、台風により氾濫し甚大な被害を受けてきました。治水対策を熊本県等関係機関に要望し整備を進めて行く必要があります。

町が管理する普通河川についても、町民の安全安心な生活環境の整備として治水対策や河川改修、河川掘削に努める必要があります。

（3）その対策

①水道施設関係

1. 赤馬場及び満願寺（一部）の新たな水源池の整備
2. 黒川配水区及び波居原配水区への配水池の拡張整備
3. 上記 1・2 項における送・配水管の耐震化を踏まえた布設替えや新規整備
4. 各配水区における施設や管路の老朽化対策及び耐震化を踏まえた布設替えや新規整備
5. 未普及地域への給水確保
6. 繼続的な給水サービスと道路陥没などの被害抑制のための適切な点検

②生活排水処理施設関係

1. 農業集落排水施設の長寿命化対策の為の改築更新
2. 公共下水道及び農業集落排水施設処理区域外の浄化槽（浄化槽市町村整備推進事業）の設置促進
3. 下水道事業の継続的運営と道路陥没などの被害抑制のための適切な点検

③廃棄物処理施設関係

1. ごみの減量・不法投棄防止に関する広報周知及び、廃棄物処理に関する阿蘇広域行政事務組合との連携と負担金の支払い
2. 城村最終処分場、現在稼働中の廃棄物処理施設について、阿蘇広域行政事務組合と共同した維持管理と負担金の支払い

④火葬場関係

阿蘇広域行政事務組合と共同した維持管理と負担金の支払い

⑤防災関係

消防団設備強化の具体的な解決策として、更新時期を迎える消防車両や消防詰所の更新は、部の再編等の可能性を含め経済性を検討して行うとともに、人員減少を補うために効果的な消防防災用資機材の調達を行います。

更新時期を迎える消防用水利の更新と不足する箇所への新設にあたっては、住宅の新築状況などを考慮して規模及び設置場所の検討を行います。

また、消防団の使用する無線機の不感地帯での連絡体制確保のため、通信機器を整備するとともに、全ての区域に消防防災情報を伝えるため、屋外スピーカーの増設又は代替手段としての機器設備の整備を行います。

町民の防災意識の向上の具体的な解決策としては、令和6年度に改訂した総合防災マップを各戸に配布することで、災害時に命を守る適切な避難行動をとることができるよう防災情報の周知を行っています。

自主防災組織活動活発化の具体的な解決策として、自主防災組織の積極的な活動支援及び防災用品整備等を目的とした財政的支援を行うとともに、通行上の安全確保や犯罪抑制を目的とした必要箇所へのLED防犯灯及び防犯カメラの設置に対する補助を行います。

⑥公営住宅関係

1. 町営住宅外壁改修等事業
2. 既設住宅の修繕等
3. 用途廃止を踏まえた施設の除却や敷地の敷均し

⑦河川関係

1. 安全安心な生活環境の整備に向けた治水対策に努め、自然災害による被害の抑制を図ります。
2. 河川改修・維持事業

3. 河川掘削事業

(4) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|----------------------------------------|-------------------|------|----|
| 5 生活環境の整備 | (1) 水道施設 簡易水道 | 波居原地区水道整備事業 | 南小国町 | |
| | | 黒川配水池拡張整備事業 | 南小国町 | |
| | | 水道管布設替事業 | 南小国町 | |
| | | 水道施設修繕更新事業 | 南小国町 | |
| | | 市原水源取水設備整備事業 | 南小国町 | |
| | (2) 下水処理施設 公共下水道 農業集落排水施設 その他 | 水道施設及び管路点検事業 | 南小国町 | |
| | | 施設改築更新事業 | 南小国町 | |
| | | 下水道管布設替事業 | 南小国町 | |
| | | 施設改築更新事業 | 南小国町 | |
| | | 排水管布設替事業 | 南小国町 | |
| | (3) 廃棄物処理施設 | 浄化槽市町村整備推進事業 | 南小国町 | |
| | | 各下水道事業の施設及び管路点検事業 | 南小国町 | |

| | | | | |
|--|----------------------------|---------------|------|---------------|
| | ごみ処理施設 | 阿蘇広域行政事務組合負担金 | 南小国町 | 阿蘇広域行政事務組合と共同 |
| | (4) 火葬場 | 阿蘇広域行政事務組合負担金 | 南小国町 | 阿蘇広域行政事務組合と共同 |
| | (5) 消防施設 | 消防自動車更新事業 | 南小国町 | |
| | | 消防車庫整備事業 | 南小国町 | |
| | | 防火水槽整備事業 | 南小国町 | |
| | | 消火栓整備事業 | 南小国町 | |
| | | 消防防災関係通信強化事業 | 南小国町 | |
| | | 消防防災用資機材整備事業 | 南小国町 | |
| | (6) 公営住宅 | 町営住宅外壁改修事業 | 南小国町 | |
| | | 既設住宅修繕事業 | 南小国町 | |
| | | 施設の除却及び敷地造成事業 | 南小国町 | |
| | (7) 過疎地域持続的発展特別事業 防災・防犯 | 総合防災マップ整備事業 | 南小国町 | |
| | | 自主防災組織育成強化事業 | 南小国町 | |
| | | 防犯灯LED化推進補助事業 | 南小国町 | |
| | | 防犯カメラ設 | 南小国町 | |

| | | | | |
|----------------|-----------|-------|--|--|
| | | 置補助事業 | | |
| (8)その他 河川関係 | 河川改修・維持事業 | 南小国町 | | |
| | 河川掘削事業 | 南小国町 | | |

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

①水道施設関係、②生活排水処理施設関係

上・下水道施設とも、公共施設等総合管理計画の維持管理基本方針のもと、予防保全型の修繕と計画的な更新により、長寿命化を図り、施設に係る管理コストの縮減に努めます。

③廃棄物処理施設関係

南小国町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら、事業を適切に実施します。

④火葬場関係

南小国町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら、事業を適切に実施します。

⑤防災関係

消防詰所については、公共施設等総合管理計画に記載される公共施設であり、人口の推移、町の財政状況等に注視し施設の集約化等について検討を行う旨の記載及び消防団の再編等に合わせて施設の移転や周辺施設との機能統合を検討する旨の記載に従い、人口減少及び消防団員減少の状況に応じて部の再編等を検討し、適切な規模での施設の集約化等を図る必要があります。

⑥公営住宅関係

南小国町公営住宅等長寿命化計画（第二期）（令和6年（2024年）2月改訂）に則り引き続き、適正な維持管理を行います。

⑦河川関係

南小国町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら、事業を適切に実施します。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 概要

①子育て環境の確保とその支援

令和7年度に策定した第3期子ども・子育て支援事業計画の実現に向けて、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するため、教育・保育施設や子ども・子育て支援を行う者が相互に連携、協働しながら地域の実情に応じた計画的な取組を進めています。

また、令和8年度にはこども基本法に基づく自治体こども計画を策定し、妊娠期から若年期までの幅広い年齢層を対象に、子どもの最善の利益を考慮した「こどもまんなか社会」の実現を目指します。

なお、第3期子ども・子育て支援事業計画の最終年度となる令和11年度中に自治体こども計画との整理・統合を行い、令和12年度には両計画を包括した自治体こども計画を策定します。

さらに、こども家庭センターを中心に、妊娠・出産期から子どものライフステージに応じた切れ目のないサービスの提供と関係機関等と連携した支援を推進していきます。

②高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

令和5年度（2023年度）に策定した高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画及び第7期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画に基づき、高齢者や障がい者が安心して生活できるよう、地域全体で支える体制づくりを引き続き構築していきます。また、高齢者や障がい者がその持てる能力や経験を十分に発揮し、生き生きと活躍する社会の実現を目指します。

(2) 現況と問題点

①子育て環境の確保とその支援

出生率の低下や未婚化・晩婚化による婚姻数の減少が要因と考えられる少子化は全国的に深刻な問題であり、本町においても今後の出生見込数は大変厳しい状況が続いていくことが予測されます。こうした状況にあって、全ての子どもの良質な成育環境を保障し、安心して子どもを育てられる社会を目指すことが必要とされています。人間の成長の土台となる幼少期は、子どもの健やかな心身の発達に大きな影響を与える重要な時期であり、多様化する保育ニーズに応えていくためにも、質の確保や環境整備、運営の効率性にも配慮した持続可能な保育体制の構築を目指します。

また、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を目指すことは、子どもの

健やかな心身の発達に大きな影響を与えると同時に、保護者の不安軽減に繋がります。令和6年4月に設置したこども家庭センターでは、安心して子育てのできる環境づくりを目指した相談・支援を行っています。

②高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

本町の高齢化率は約40%と県内平均より高く、介護を必要とする高齢者も一定数存在していますが、介護を担う人材が不足しているため、人材の確保及び育成が課題となっています。福祉サービスの利用見込に応じたサービス提供体制を確保していく必要があります。

(3) その対策

①子育て環境の確保とその支援

3つの保育施設のうち、平成28年（2016年）熊本地震による被害を大きく受けた黒川保育園については、りんどうヶ丘小学校の敷地内への移転新築が完了し、必要な保育量を確保できています。

しかし、少子化の影響により町内全ての保育施設において定員割の状況であり、中原保育園及び市原保育園は施設の老朽化も進んでいます。適正な保育の量を確保しつつ、施設の効率的な運用と持続可能な保育体制を確保するためにも計画的な施設の再編を行っていきます。

なお、未就園児の家庭への支援については、子育てひろば「ぬくもり」や一時預かり事業といった従来の事業に加え、令和8年度から全国で本格実施となる「こども誰でも通園制度」についても広く呼びかけ活用いただくことで、全ての家庭の子育てを応援し、子どもの良質な成育環境の整備に努めます。

近年、共働き家庭の増加などにより0歳児から保育園を利用する家庭が増えています。本町では、乳幼児の保護者が「働く」「育てる」を選択できるように、保育園等を利用せずに家庭で生後10か月から2歳未満の児童を保育する場合に「家族のぬくもり応援金」を支給し、家庭での保育を支援します。

一方で、少子化の要因の一つと考えられる婚姻数の減少に関して、新生活への経済的不安が考えられます。今後は、人生の節目の1つである結婚への支援を実施します。

また、こども家庭センターへの相談の1つに、医療機関受診に関する不安があります。そこで、妊婦・中学生までの子どもがいる世帯を対象として、24時間365日いつでも気軽に医師に相談できる住民向け「遠隔相談アプリ」を令和7年度に導入しました。

子育て支援のひとつである医療費助成については、今後も継続して0

歳から高校生までを対象に助成を行い、子育て世帯の経済的負担の軽減を図っていきます。

また、高校入学時等に助成を行い、新生活に向けた支援を実施します。

②高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

高齢者の健康づくりを推進するため、介護予防事業として筋力トレーニングや健康体操を実施します。健康寿命を延ばすとともに、外出することで交流を深め、心身の活性化につなげていきます。このような通いの場で介護に関心を持ってもらい、ボランティア等の人材育成を図ります。

家庭での重介護者支援として、介護者手当事業・介護用品支給事業を実施し、介護者の負担軽減を図ります。また、高齢者や障がい者の安定した在宅生活を支援するため、外出支援サービス事業・食事配達支援サービス事業・緊急通報システム整備事業を実施します。

また、令和7年度から始まった南小国町社会福祉協議会が実施主体の買い物支援事業についても、利用希望者に対しての周知を行い、利便性の向上に努め、後方支援を行います。

(4) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-------------------------------|-----------------------------|--------------------------|------|----|
| 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | (1) 児童福祉施設 保育所 | 各保育園修繕料 | 南小国町 | |
| | | 市原保育園建替え工事 | 南小国町 | |
| | | 市原保育園除却工事 | 南小国町 | |
| | | 中原保育園除却工事 | 南小国町 | |
| | (7) 市町村保健センター及び母子健康包括支援センター | こども家庭センター運営（遠隔医療相談アプリ事業） | 南小国町 | |
| | | 結婚生活応援事業 | 南小国町 | |

| | | | | |
|--|--------------------------------------------|--------------|------|--|
| | (8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉 高齢者・障害者福祉 | 子育て支援医療費助成事業 | 南小国町 | |
| | | 家族のぬくもり応援金 | 南小国町 | |
| | | 新生活応援事業 | 南小国町 | |
| | | 介護者手当事業 | 南小国町 | |
| | | 家族介護用品支給事業 | 南小国町 | |
| | | 外出支援サービス事業 | 南小国町 | |
| | | 食事配達支援サービス事業 | 南小国町 | |
| | | 緊急通報システム整備事業 | 南小国町 | |
| | | 旧グループホーム森園改修 | 南小国町 | |
| | | 買い物支援事業 | 南小国町 | |

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

①子育て環境の確保とその支援

保育施設については公共施設等総合管理計画において子育て支援施設として基本方針を策定しており、施設の利用状況や財政状況、地域の実情等を考慮したうえで、施設数の適正化や老朽化した施設については遊休施設の利用や他施設との集約化など、ストックを増やさない施設確保の方法を検討する旨の記載をしていますが、併せて「南小国町立保育園のあり方検討委員会」による調査・検討の内容も踏まえた上で、必要な施設整備を行います。

②高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

介護保険関連施設（南小国町地域福祉センター、さくら荘、元気プラザ中原、湯夢プラザ）については、南小国町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら、適切に施設の維持管理に努めま

す。また、令和6年度に購入した旧グループホーム森園については、JA跡地に建設される複合施設とのすみ分けを図りながら必要部分を改修し、多世代型交流施設として活用していきます。

8 医療の確保

(1) 概要

本町内には、それぞれ診療所1箇所、歯科診療所が1箇所あるだけで、隣町の小国町と構成する小国公立病院が地域の医療の中核を担っています。そのような中、平成26年度（2014年度）より、本格的に活動を開始した小国郷医療福祉あんしんネットワークにより、多職種連携が深まり、小国郷の在宅医療の連携体制づくりが推進されている状況にあります。

(2) 現況と問題点

- ①高齢化に伴う疾病構造の変化と医療技術の進歩・医療保険制度の充実等が相まって医療需要も複雑かつ多様化している中で、医療スタッフ（医師・看護師等）の確保が深刻化しています。
- ②救急体制にかかる初期医療について、休日の在宅当番医制度を担う診療所が小国公立病院以外になく、住民に対して十分な医療体制とは言えません。

(3) その対策

- ①医師・医療提供体制の充実については、救急体制を含め、その役割を担う小国公立病院と協議のうえ、医師・看護師不足等の解消を図り、べき地医療協議会などの連携により、その体制の充実・強化に取り組みます。
- ②疾病の早期発見、早期治療や各種健康診断等の受診率の向上に努め、生活習慣病重症化による合併症の発症・進展抑制の取組を行うことで医療費抑制を目指します。
- ③医療、保健、福祉の更なる連携推進を図ります。
- ④令和6年2月より小国公立病院にて開始されているオンライン診療車「柴三郎号」の普及・啓発を行い、医療機関受診に係る住民負担の軽減と医療サービスの安定供給に努めます。

(4) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|-------------------|------------------------|------------------------|---------------------------|
| 7 医療の確保 | (3) 過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| | その他 | 小国郷公立病院組合負担金 | 南小国町 | 小国町と共同 |
| | | 病院群輪番制病院運営事業費負担金 | 南小国町 | 幹事市町村（阿蘇市） |
| | | 地域医療・総合診療実践学寄付講座市町村負担金 | 南小国町 | 熊本県へき地医療自治体病院開設協議会員としての活動 |
| | | 熊本県へき地医療自治体病院開設協議会負担金 | 南小国町 | 熊本県へき地医療自治体病院開設協議会員としての活動 |
| | 救急医療在宅医事業委託料 | 南小国町 | 在宅当番・救急医療情報提供実施を医師会へ委託 | |

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

歯科診療施設に関して、賃貸借契約を結び、建物の管理のみ町で行っております。新耐震基準の建物であり、耐震性能を有しておりますが、現在も賃貸借継続中ですが、今後、管理運営方法の見直しや維持管理コストの縮減など、施設のあり方について適宜見直す予定にしております。

また、老朽化に伴い建て替え等を検討する際は、遊休施設の利用や他施設との複合化など、ストックを増やさない施設確保の方法を検討した上で、必要な場合は改修や建替えを行います。

9 教育の振興

(1) 概要

少子・高齢化が進行する中、過疎化による人口減少が加速しており、地域社会のつながりや支え合いの希薄化による地域の教育力の低下が懸念されます。こうした中、子ども・学校・家庭・地域・行政が一体となってカリキュラムマネジメントを推進することが、青少年の健全育成や将来の地域の担い手育成に繋がり、ひいては地域コミュニティの再生に大きな効果が期待できるとして、本町の教育指針として策定された「きよらの郷の教育」による施策を講じています。

過疎対策の核となり得る「南小国町の未来の創り手」の育成を目標に掲げ、教育の振興による地域創生を目指します。

(2) 現況と問題点

①学校教育

本町に限らず、地方で過疎化が進む中、どのようにして地域を維持していくかが重要な課題となっています。その対策の一つとして、これから南小国町を担う人材の育成が求められます。南小国町を担う人材は、グローバル化や情報化などにより、これから社会がどんなに変化して予測困難な時代になっても、そのような時代をしっかりと生きていくための資質・能力を身に付けた人材でなくてはなりません。

南小国町では、その資質・能力を4C (Communication コミュニケーション 〈対話〉・Collaboration コラボレーション 〈協働〉・Creativity クリエイティビティ 〈創造〉・Critical Thinking クリティカルシンキング 〈批判的思考〉) と設定し、毎時間の授業において、各種学校行事や「きよら学(南小国町独自の学びの場)」の場面において育成に努めています。

また、南小国町の創り手を育成するためにはキャリア教育に重点を置き、小中の連携を図りながら、地域社会を教材として学ぶことから自分の将来とつなげ、社会の中で自分の役割を果たし、自分らしい生き方を実現していくための力を育んでいます。

南小国中学校は、令和6年にキャリア教育推進校として文部科学大臣賞を受賞しています。

一方で、学校は、児童生徒が学習する場、生活の場であり、さらに地域活動の拠点のほか、災害時等の避難所に利用されることもあることから、児童生徒のみならず利用する全ての人々にとって安心・安全な場所である必要があります。健全な状態を保つため、計画的な施設・設備の維持管理や環境整備を図る必要があります。

さらに、昭和53年度(1978年)に建設した学校給食センターの老

朽化が進んでいるため、児童生徒へ安心・安全な給食を提供していくために施設及び設備の改修が求められます。

令和8年小中学校児童、生徒数、学級数及び教育施設の状況

| 学校名 | 児童 生徒数 | 学級数 | | 体育館 | プール 施設 | 校舎建築年度 及びその構造 | | その他 | | | |
|-----------|-----------|------|-------|-----|-----------|------------------|-----|-----|--|--|--|
| | | 普通編制 | 複式その他 | | | 建設年度 | 構造 | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| 中原小学校 | 29 | 0 | 3 | 1 | 1 | S62 | 非木造 | | | | |
| 市原小学校 | 88 | 6 | 2 | 1 | 1 | S46 | 非木造 | | | | |
| りんどうヶ丘小学校 | 47 | 2 | 3 | 1 | 1 | H2 | 非木造 | | | | |
| 小計 | 164 | 8 | 8 | 3 | 3 | | | | | | |
| 南小国中学校 | 86 | 3 | 0 | 1 | 1 | S53 | 非木造 | | | | |
| 合計 | 250 | 11 | 8 | 4 | 4 | | | | | | |

②社会教育・社会体育

地域社会全般において人との交流や他者との共同体験を行う機会が非常に少なくなっています。青少年の非行問題や地域愛着の希薄化が懸念されます。対策の一つとして、多世代間交流による地域コミュニティの活性化が挙げられますが、町民の方が気軽にスポーツや文化活動等に親しむことが出来るよう子どもや地域等による五者連携を一層強化し、様々な活動方法を模索しながら協働活動の推進及び生涯スポーツ・文化活動の振興に努めなければなりません。

また、これらの活動の拠点として重要な役割を担っている山村広場、コミュニティセンター、公民館分館、小・中学校屋内外運動場は、老朽化に伴う修繕や多様化する町民のニーズに対応していくよう、施設・設備の整備と充実が求められます。

(3) その対策

- ふるさと学習の強化や里山自然体験の実施等に取り組み、「きよら学」を推進します。また、この学習の中にICT機器を活用し、ICT教育の向上を図ります。
- 老朽化が進む学校給食センターを改築し、児童生徒へ安心・安全な給食を提供していくために調理環境の改善を図ります。目標は、令和11年度(2029年度)までに学校給食センター改築工事を完了予定です。
- まちインター事業や民泊農業体験、公設「きよら塾」等を実施し、地元への愛着を持った地域を支える人材の育成を図ります。
- 放課後子ども教室やきよらの郷“わくわくクラブ”等の活動を通し、

地域や家庭等の五者連携による一体的な活動を推進し、青少年の健全育成を図ります。

5. 「熊本の心」の普及・啓発を目的とした人権尊重の視点に立った講座等を提供し、人権教育を肯定的に受容するような家庭・地域の基盤強化を図ります。
6. 学校施設及び社会教育・社会体育等の活動拠点となる施設の老朽化に伴う、計画的な改修・整備に努めます。また、施設照明のLED化に取り組みます。

(4) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|--------------|-----------------------------|---------------------|------------------|
| 8 教育の振興 | (1) 学校教育関連施設 | 南小国中学校 校舎改修工事 | 南小国町 | |
| | | 市原小学校校 舎改修工事 | 南小国町 | |
| | | 小中学校校舎 空調設備設置 工事 | 南小国町 | |
| | | 小学校校舎照 明 LED 化事業 | 南小国町 | |
| | | 中学校校舎照 明 LED 化事業 | 南小国町 | |
| | | 南小国中学校 屋内運動場改 修工事 | 南小国町 | |
| | 屋内運動場 | 小中学校屋内 運動場 照明 LED 化事業 | 南小国町 | |
| | | 小中学校屋内 運動場空調設 備設置工事 | 南小国町 | |
| | | 屋外運動場 | 小中学校運動 場照明 LED 化 | （市原小学校 グラウンド） |

| | | | |
|--|--------------------------|------------------------|-----------|
| | 給食施設 | 事業 | |
| | | 学校給食センター建設工事 | 南小国町 |
| | (3)集会施設、 体育施設等 公民館 | 公民館星和分 館改修工事 | 南小国町 |
| | | 公民館満願寺 分館改修工事 | 南小国町 空調導入 |
| | | 公民館波居原 分館改修工事 | 南小国町 LED化 |
| | その他 | コミュニティ センター改修 工事 | 南小国町 |

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき、機能向上のための長寿命化改修工事（中学校屋内体育施設）及び機能回復のための大規模改修工事（前出の施設を除くその他の施設）を計画しています。

10 集落の整備

(1) 概要

本町は、約96の区域から構成されており、過疎化・高齢化により集落機能の維持が困難な地区が増えています。

(2) 現況と問題点

集落の戸数や地域活動の担い手が減少しており、集落機能を維持するための共助の仕組みづくりを進めていく必要があります。

(3) その対策

住民を主体とした特色ある地域づくり及び共助に基づく積極的な自主防災活動を推進し、住民自治組織との円滑な連携による住みよい町の実現を目指します。また、集落に伝わる伝統芸能の保存を支援し次の世代に受け継いでいきます。

(4) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|-------------------|---------------------|------|----|
| 9 集落の整備 | (3) その他 | 「日本で最も美しい村」づくり補助金事業 | 南小国町 | |
| | (4) 過疎地域持続的発展特別事業 | 自治組織等活動助成事業 | 南小国町 | |

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

南小国町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら、事業を適切に実施します。

11 地域文化の振興等

(1) 概要

本町を含む阿蘇地域一帯は火山信仰に加え、農耕祭事などの民俗文化財のほか、農業や気候に関連した様々な風習や信仰、文化が築かれています。本町には、満願寺の歴史的文化財をはじめとする国、県及び町指定文化財、天然記念物、重要文化的景観があり、こうした貴重な文化財の保存・活用を図るとともに、次世代に継承する取組みの活性化に努めます。

また、現代文化においても、文化祭をはじめとする各種文化行事の展開及び文化活動の主体となる団体や担い手の育成を支援し、文化振興による人づくりを推進します。

(2) 現況と問題点

本町には、満願寺の歴史的文化をはじめ貴重な文化財が数多くあり、これらを大切に守り後世に残すため保護に努めているが、町民の文化財に対する関心と理解の低下が懸念されることから、保護につなげることを目的とした普及・啓発を推進していきます。

また、無形民俗文化財である吉原岩戸神楽、市原祇園社獅子舞、中原楽をはじめ、黒川の大名行列などの神幸行事等、地域特有の伝統文化が育まれているものの、高齢化、過疎化により後継者が不足しており、保存・伝承が困難な状況にあります。

(3) その対策

町民の文化財に対する関心と理解を深め、保護につなげることを目的に文化財保護委員会と協働して「史跡探訪ウォーキング」等の普及・啓発活動を推進していきます。更に無形民俗文化財の保存会による後継者育成の取組を支援し、次世代への継承を図ります。

また、現代文化においても、文化活動の主体となる団体、組織の育成、人づくりを支援し、地域文化の振興を図ります。

(4) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-------------|-----------------------------|---------------------|------|----|
| 10 地域文化の振興等 | (2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興 | 郷土芸能補助金 | 南小国町 | |
| | | 「日本で最も美しい村」づくり補助金事業 | 南小国町 | |

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

南小国町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら、事業を適切に実施します。

12 再生可能エネルギーの利用の促進

(1) 概要

「南小国町共有ビジョン」で定める「再生可能エネルギーを地域資源から生み出し、有効活用し、未来につながる豊かな暮らしを実現する里」と、「南小国町デジタル田園都市国家構想総合戦略」で「【戦略7】木質バイオマスの活用や再生可能エネルギーの導入、省エネ及びCO₂削減につながる動きを促進していく。」との方針に基づき、本地域の自然的特性を生かしたエネルギーや、再生可能エネルギーの利用促進に係る施策の推進を図ります。

(2) 現況と問題点

①木質バイオマスの活用推進

多くの木々に囲まれる本町では、森林の管理や木材の加工等から発生する間伐材や端材等の木質バイオマスは、地域内で持続的に生産可能な燃料であり、また、その需要が拡大すれば山林の適正管理やCO₂削減にもつながります。

そのため、今後の利用拡大を図るうえで、燃焼に適した状態のバイオマス燃料の安定供給とコスト低減（特に施設導入コスト）が主要な課題となっています。

②新たな再生可能エネルギーの導入推進

これまで本町では、木質バイオマスをはじめ太陽光及び太陽熱を、役場の関与により導入してきました。

これらの導入推進と並行して、新たに本町に適した（自然や景観を守りつつ、地域にある資源を有効活用した）再生可能エネルギーの情報収集・調査・研究を進めながら、導入に向けた取組みを継続する必要があります。

③省エネルギーに関する活動の推進・促進

地球温暖化を要因の一つとする気候変動は、自然・生活の両環境に影響を及ぼすと指摘されています。

その進行を少しでも緩やかにするため、国や県等と連携しながら、本町においてもCO₂の削減に積極的に取り組んでいく必要があります。

(3) その対策

①木質バイオマスの活用推進

実際に利活用した場合の効果や課題を的確に把握する必要があるため、温泉館きよらに導入する木質チップボイラの運用を通じてデータを収集

し、民間による導入促進に向けたPR等に活用します。

また、上記データを活用したPRや民間事業者の施設導入の負担を軽減する補助事業により、町内事業所への普及拡大に取り組みます。

②新たな再生可能エネルギーの導入推進

令和2年度（2020年度）にエネルギー導入ロードマップを作成しており、このロードマップに従い、本町に適したエネルギーとして、小規模の太陽光発電等の導入補助や、水路を活用した小水力発電等の調査・研究などを計画的に進めます。

③省エネルギーに関する活動の推進・促進

CO₂発生の主な原因は電力消費であるため、町管轄施設において、南小国町地球温暖化防止実行計画（事務事業編）に掲げる行動が着実に実践されるように、職員研修やチェックリストの作成・運用等を通じて、役場職員等の省エネ意識の浸透・向上に取り組み、節電等につながる行動（エアコンの適切な使用、こまめなスイッチオフ等）を徹底します。

併せて、できる限り多くの町民が省エネの大切さに気づき、具体的な行動を実践できるように、普及啓発のための広報活動に継続的に取り組みます。

(4) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|--------------------|----------------------------------|-------------------------------|------|----|
| 11 再生可能エネルギーの利用の促進 | (1) 再生可能エネルギー利用施設 | 太陽光発電設備等導入促進補助金 | 南小国町 | |
| | | マイクロ水力発電施設導入実証事業補助金 | 南小国町 | |
| | | 太陽熱利用システム導入費用補助事業 | 南小国町 | |
| | (2) 過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用 | 廃棄物系バイオマス（地域バイオマス）に係る推進体制整備事業 | 南小国町 | |
| | | ペレットストーブ等購入補助金 | 南小国町 | |

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

南小国町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら、事業を適切に実施します。

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 概要

これまで先人たちが築いてきた美しい里山の自然・景観等の環境を守りつつ、次世代に受け継いでいくことは、本町に生きる私達の責務であると考えます。この地を維持し生業を営み続けることは、人類社会や環境の持続可能性を表しており、引き続き土地利用の保存・活用を通じて持続可能な社会の実現に資するべく、様々な対応や体制構築を進めています。

(2) 現況と問題点

阿蘇地域の世界文化遺産登録に向けて、景観の保全が大きなテーマとなっており、関係自治体が共同で、大規模太陽光発電施設等の景観と著しく調和を欠くような施設の設置や開発行為により景観を壊すことがないよう宣言文を採択しています。また、近年は、資源獲得競争が世界的に激化しており、日本各地で外資等による森林や田畠、水源地等の買収等が問題になっています。こうした開発や買収等が町民の総意に反する形で進行しないようにいかに実効性のある対策を講じていけるのかが課題になっています。

(3) その対策

土地の位置や形状およびその所有関係を整備する地籍調査事業を継続して実施し、災害の復旧・復興事業にも必要となる、土地の基礎情報を整備します。

文化財保護法に基づく重要文化的景観に選定された範囲については、阿蘇の文化的景観保存計画に応じた土地利用や保存・継承をしていくこととします。

景観が損なわれるような開発行為があったときに、行為者に対して、世界文化遺産登録の活動を通知するとともに、阿蘇文化遺産登録推進協議会の専門家メンバーに意見照会を行うなど、協議会と連携し対策を講じていきます。また、SDGsにも掲げられている世界的な環境保護活動に積極的に貢献していきます。

(4) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|------------------------|---------------------|----------------------------------|---------------|----|
| 12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項 | 阿蘇文化遺産登録推進事業 | 阿蘇地域の世界文化遺産登録推進 | 阿蘇文化遺産登録推進協議会 | |
| | 「日本で最も美しい村」づくり補助金事業 | 「日本で最も美しい村」づくり補助金交付 | 南小国町 | |
| | 地籍調査事業 | 土地の所有者、地番、地目の調査及び測量により地籍簿、地籍図を作成 | 南小国町 | |

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

南小国町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら、事業を適切に実施します。

事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------------------|--------------|--------------------------------------|------|--------------------------------------------------------------------|
| 1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 | 移住・定住 | 移住定住コーディネーター事業 | 南小国町 | 移住・定住の促進を図る取組であり、人口減少対策に寄与する取組であることから、地域の持続的発展に資する取組であり、効果が将来に及びます |
| | | 空き家調査事業 | 南小国町 | |
| | | 移住定住促進空き家活用住宅事業 | 南小国町 | |
| | | 移住定住体験プログラム事業 | 南小国町 | |
| | | まちの人事部機能の創出による人材還流促進及びデータバンク構築・利活用事業 | 南小国町 | |
| | | 民間賃貸住宅建設促進事業 | 南小国町 | |
| | 地域間交流 | 住宅リフォーム助成事業 | 南小国町 | 地域間で補完し、地域の持続的発展に資する取組みがあり、効果が将来に及びます。 |
| | | 日本で最も美しい村連合事業 | 南小国町 | |
| | | 他市町村との連携又は共同事業 | 南小国町 | |
| | | 起業塾事業 | 南小国町 | |
| | | | | |

| | | | | |
|---------|----------|----------------|------|-------------------------------------------------|
| | | | | 来に及びます。 |
| 2 産業の振興 | 第1次産業 農業 | 親元就農支援事業 | 南小国町 | 担い手不足解消や農業所得向上を促す事業であり、地域の持続的発展に寄与し、効果が将来に及びます。 |
| | | 移動販売事業 | 南小国町 | |
| | | 環境保全型農業直接支払事業 | 南小国町 | |
| | | 農業担い手育成補助金 | 南小国町 | |
| | | 中山間地域直接支払制度事業 | 南小国町 | |
| | | 多面的機能支払交付金事業 | 南小国町 | |
| | | 粗飼料活用事業 | 南小国町 | |
| | | JA畜産振興補助事業 | 南小国町 | |
| | | 特定中山間保全整備事業償還金 | 南小国町 | |
| | 林業 | 有害鳥獣駆除事業 | 南小国町 | 担い手不足解消や林業所得向上を促す事業であり、地域の持続的発展に寄与し、効果が将来に及びます。 |
| | | 有害鳥獣対策設備購入補助事業 | 南小国町 | |
| | | 狩猟免許取得助成金事業 | 南小国町 | |
| | | 有害鳥獣捕獲報奨金事業 | 南小国町 | |
| | | 有害鳥獣埋設補助金 | 南小国町 | |
| | | くまもと間伐材利活用推進事業 | 南小国町 | |
| | 商工業・6次 | | | |

| | | | |
|-----------|-------------------|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 産業 商工業 | プレミアム商品券発行事業 | 南小国町 | プレミアム付きの商品券を発行することで、町内の購買力が戻り、大型店に対抗することが難しい小規模事業者での利用促進も期待でき、住民及び町内の事業者にとって有益な取組みです。さらに事業者にとっては新規の顧客獲得にもつながり、地域内の循環が生み出されることから、地域の持続的発展に寄与する取組みです。 |
| | 商工会支援事業 | 南小国町 | 商工業の振興を促し、地域の持続的発展に寄与し、効果が将来に及びます。 |
| | 店舗リフォーム等助成事業 | 南小国町 | |
| | 製造・加工事業者創出促進補助金事業 | 南小国町 | |
| | 販路拡大支援補助金事業 | 南小国町 | |
| | 創業支援等補 | 南小国町 | |

| | | | |
|-----|---------------------------|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | 助金事業 | | |
| | 中小企業店舗 利子補給 | 南小国町 | |
| 観光 | 観光協会補助 金事業 | 南小国町 | 観光業の振興 を促し、地域 の持続的発展 に寄与し、効 果が将来に及 びます。 |
| | 北阿蘇観光会 議補助金事業 | 南小国町 | |
| | 観光振興プレ ミアム付商品 券發行事業 | 南小国町 | プレミアム付 きの観光商品 券を発行する ことで、町外 在住者による 町内観光施設 の利用促進が 期待でき、町 内の観光事業 者にとって有 益な取組みで す。また、観光 入込客数が増 加することで 事業者にとっ ては雇用の促 進にもつなが り、地域内で の人の循環が 生み出され ることから、地 域の持続的発 展に寄与する 取組みです。 |
| その他 | 夢チャレンジ 推進事業 | 南小国町 | 地域の持続的 発展に資する 取組みであ |
| | 起業塾事業 | 南小国町 | |

| | | | | |
|-------------------------------|-----------|------------------|------|-----------------------------------------------------|
| | | | | り、効果が将来に及びます。 |
| 4 交通施設の整備、交通手段の確保 | 公共交通 | 地方バス運行等特別対策補助金事業 | 南小国町 | 公共交通は生活に不可欠であり、維持していく取組みは、地域の持続的発展に寄与し、効果が将来に及びます。 |
| | | 小国郷地域公共交通整備等事業 | 南小国町 | |
| | | タクシー利用費助成事業 | 南小国町 | |
| | | 移動販売事業 | 南小国町 | |
| 5 生活環境の整備 | 防災・防犯 | 総合防災マップ整備事業 | 南小国町 | 災害を防ぐ対策により、地域の持続的発展に寄与し、効果が将来に及びます。 |
| | | 自主防災組織育成強化事業 | 南小国町 | |
| | | 防犯灯LED化推進補助事業 | 南小国町 | |
| | | 防犯カメラ設置補助事業 | 南小国町 | |
| 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | 児童福祉 | 子育て支援医療費助成事業 | 南小国町 | 安心して子供を育てるこことのできる環境を整えることは、地域の持続的発展に寄与し、効果が将来に及びます。 |
| | | 家族のぬくもり応援金 | 南小国町 | |
| | | 新生活応援事業 | 南小国町 | |
| | 高齢者・障害者福祉 | 介護者手当事業 | 南小国町 | 高齢者や障害者の生活を支え、課題を取り除くことは、地域の持続的発展に寄与し、効果が |
| | | 家族介護用品支給事業 | 南小国町 | |
| | | 外出支援サービス事業 | 南小国町 | |
| | | 食事配達支援 | 南小国町 | |

| | | | | |
|---------|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| | | サービス事業 緊急通報システム整備事業 旧グループホーム森園改修 買い物支援事業 | 南小国町 南小国町 南小国町 | 将来に及びます。 |
| 7 医療の確保 | その他 | 小国郷公立病院組合負担金 病院群輪番制病院運営事業費負担金 地域医療・総合診療実践学寄付講座市町村負担金 熊本県へき地医療自治体病院開設協議会負担金 救急医療在宅医事業委託料 | 南小国町、小国町 南小国町、阿蘇市（幹事市町村） 南小国町（熊本県へき地医療自治体病院開設協議会員としての活動） 南小国町（熊本県へき地医療自治体病院開設協議会員としての活動） 南小国町（在宅当番・救急医療情報提供実施を医師会へ委託） | 体制を整備し、医療の確保を実施することは、地域の持続的発展に寄与し、効果が将来に及びます。 |
| 9 集落の整備 | その他 | 自治組織等活動助成事業 | 南小国町 | 住民自治組織との円滑な連携に向けた取組みを推進することは、地域の持続的発展に寄与し、効果が将来に |

| | | | | |
|--------------------|-------------|-------------------------------|------|-------------------------------------------------|
| | | | | 及びます。 |
| 10 地域文化の振興等 | 地域文化振興 | 郷土芸能補助金 | 南小国町 | 次の世代に繋げていく取組みは、地域の持続的発展に寄与し、効果が将来に及びます。 |
| | | 「日本で最も美しい村」づくり補助金事業 | 南小国町 | |
| 11 再生可能エネルギーの利用の促進 | 再生可能エネルギー利用 | 廃棄物系バイオマス（地域バイオマス）に係る推進体制整備事業 | 南小国町 | 脱炭素社会、循環型社会の実現に向けた取組みは、地域の持続的発展に寄与し、効果が将来に及びます。 |
| | | ペレットストーブ等購入補助金 | 南小国町 | |